

総務環境常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和元年12月16日(月)午前9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	徳田 修和 君	副委員長	松枝 正浩 君
委員	山口 仁美 君	委員	愛甲 信雄 君
委員	木野田 誠 君	委員	前島 広紀 君
委員	前川原 正人 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員 有村 隆志 君

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	宮田 竜二 君	議員	山田 龍治 君
議員	川窪 幸治 君		

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	新町 貴 君	総務部参事兼総務課長	本村 成明 君
総務課主幹	中村 和仁 君	総務課主幹	石神 幸裕 君
総務課人事研修グループ主任主事	中島 佐紀 君	総務課人事研修グループ主事	徳丸 慎一 君
総務課総務管理グループ主事	太田 広一 君	総務部参事兼財政課長	小倉 正実 君
財政課主幹	村岡 新一 君	総務部参事兼税務課長	谷口 隆幸 君
税務課主幹	岩元 勝幸 君	税務課市民税グループサブリーダー	秋丸 健一郎 君
税務課市民税グループ主査	川畑 卓也 君	隼人地域振興課長	有村 和浩 君
隼人地域振興課主幹	徳永 浩之 君	隼人地域振興課主任主事	榮徳 洋幸 君
企画部長	有馬 博明 君	企画部参事兼企画政策課長	永山 正一郎 君
企画政策課長補佐	野崎 勇一 君		
市民環境部長	橋口 洋平 君	清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長	池田 宏幸 君
市民活動推進課市民環境政策グループ長	山口 留美子 君	市民活動推進課市民環境政策グループリーダー	原田 聡 君
環境衛生課長	楠元 聡 君	環境衛生課主幹	末松 正純 君
環境衛生課衛生施設グループ主査	塩満 慶太 君	スポーツ・文化振興課長	浮邊 文弘 君
スポーツ・文化振興課主幹	上小園 拓也 君	スポーツ・文化振興課主幹	江口 元幸 君
建築住宅課長	侍園 賢二 君	建築住宅課主幹	末永 明弘 君
建築住宅課住宅第1グループ主任技師	村岸 孝洋 君		
社会教育課長	新門 勝利 君	社会教育課主幹	三好 健一 君
溝辺総合支所長兼地域振興課長	齋藤 修 君	溝辺総合支所地域振興課サブリーダー	濱崎 勝幸 君
溝辺総合支所地域振興課主査	築瀬 貴之 君	横川総合支所長兼地域振興課長	宗像 健司 君
横川総合支所地域振興課グループ長	田口 寿隆 君	牧園総合支所長兼地域振興課長	阿久井 洋一 君
牧園総合支所地域振興課主幹	山口 清行 君	霧島総合支所長兼地域振興課長	新窪 政博 君
霧島総合支所地域振興課主幹	鎌田 順一 君	福山総合支所長兼地域振興課長	川東 輝明 君
福山総合支所地域振興課主幹	稲留 真智子 君		
消防局長	堀切 昇 君	消防局次長兼総務課長	堀ノ内 剛 君
警防課長	松元 達也 君	総務課課長補佐	神水流 崇 君
警防課課長補佐	岩下 力 君	警防課主幹	宇都 幸雄 君

6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

中山 タマ子 君	瀬戸口 ゆかり 君
中園 百合子 君	

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 森 伸太郎 君

8 本委員会の付託及び調査案件は次のとおりである。

議案第86号 霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第87号 霧島市職員定数条例の一部改正について

議案第88号 霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について

議案第89号 霧島市職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案第94号 霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第95号 霧島市営プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第96号 霧島市国分児童体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第97号 霧島市牧園B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第98号 霧島市牧園町地区運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第100号 霧島市福山町地区体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第105号 霧島市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第111号 霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第112号 霧島市民広場及び霧島市お祭り広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第113号 霧島市溝辺多目的交流施設上床どーむの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第114号 霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第134号 霧島市福山プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第135号 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第136号 霧島市消防団横川方面隊拠点施設の目的外使用料徴収条例の一部改正について

議案第142号 霧島市春山緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第146号 指定管理者の指定について（霧島市国分斎場）

議案第154号 指定管理者の指定について（霧島市溝辺公民館等）

議案第155号 指定管理者の指定について（霧島市隼人体育館等）

議案第156号 指定管理者の指定について（霧島市隼人庭球場等）

議案第157号 指定管理者の指定について（霧島市横川体育館等）

議案第158号 指定管理者の指定について（国分運動公園等）

議案第159号 指定管理者の指定について（霧島市民国分総合プール）

議案第160号 指定管理者の指定について（まきのはら運動公園等）

議案第162号 指定管理者の指定について（霧島市牧園アリーナ等）

議案第165号 請負契約の締結について

議案第166号 請負契約の締結について

陳情第6号 「所得税法第56条廃止を求める意見書」の提出に関する陳情書

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長（徳田修和君）

ただいまから、総務環境常任委員会を開会します。本日は、去る12月9日の本会議で、当委員会に付託されました、議案330件、陳情1件について審査を行います。ここで、委員の皆さまにお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました、次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 陳情第6号 「所得税法第56条廃止を求める意見書」の提出に関する陳情書について

○委員長（徳田修和君）

まず、陳情第6号「所得税法第56条廃止を求める意見書」の提出に関する陳情書について審査します。それでは、陳情者入室のため、ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前9時1分」

「再開 午前9時2分」

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。ただいまから、陳情第6号「所得税法第56条廃止を求める意見書」の提出に関する陳情書について、審査を行います。本日は、陳情者である中山タマ子様、同席者として、瀬戸口ゆかり様、中園百合子様が出席されています。陳情者の皆様に、議事の順序を申し上げます。まず陳情者の方から、陳情内容・趣旨・経緯などについて、簡潔に御説明いただきます。その後、委員からの質疑に、一問一答でお答えいただきます。なお、ご発言の際は、挙手をして、委員長の許可を得てから、起立してご発言ください。マイクは、青いボタンを押すとスイッチが入ります。また、陳情者は、委員に対して質疑をすることができないということになっておりますので、あらかじめ、ご了承ください。それでは、陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（中山タマ子）

本日は、「所得税法第56条廃止を求める意見書」の提出に関する陳情書の趣旨を説明いたします。まず、はじめに、個人の申告は、白色申告と青色申告の2種類があります。白色申告は事前申請の必要はなく、簡単な帳簿付けで申告ができ、提出書類も少なくすみすみます。ですが、家族への給与が経費にできません。その代わりに、配偶者86万円、同居家族50万円の控除がつきます。でも、所得税で控除額は変わります。所得が低ければ控除額も減ります。青色申告は事前に税務署へ届出が必要です。帳簿付けが面倒で提出書類も少し多くなりますが、10万円から65万円の特別控除があります。赤字を3年間繰り越すこともできます。事前に税務署へ申請すれば、家族への給与が経費にできますが、申請額以上は経費にできません。次に、所得税法第56条について説明します。所得税法第56条とは、「居住者と生計を一にする配偶者、その他の親族が当該事業から受ける対価は必要経費に参入しない。この場合、支払いを受けた対価の額及び対価に関わる各種の所得の計算上必要経費に算入されるべき金額は、計算上ないものとみなす」という法律です。簡単に言えば、白色申告の個人事業者と生計を共にする配偶者や家族の給与は、必要経費として認めないということです。なぜこのような法律ができたのかというと、所得を意思的に分割したり報酬を吊り上げたりして、不当に税逃れをしようとする要領のよい納税者があり、その抜け道を封じるためとされました。中小業者は家族全体で成り立つものが多く、①企業と家計が十分に分離されていない。②生計を一にする親族に対して給与を支払う慣行がなく、事業から生じる所得は事業主が支配していると考えたほうが実情に即している。③このような給料を必要経費に認めると、租税回避の手段として利用される恐れがあることなどを理由にしています。ですが、2014年1月からは、全ての事業者には帳簿が義務付けられています。正当な申告の徹底が必要という立場から、白色申告と青色申告に格差を設けて、白色申告者に家族の働き分を必要経費として認めない差別を続ける理由はなくなっています。一番の問題は、幾ら働いても、これ以上は認めてもらえない。これは最低賃金にも達しない。今、鹿児島県の最低賃金は790円です。例えば1日8時間、月20日働いて12万6,400円になります。配偶者控除の86万円で計算してみると、1か月7万1,680円、時給にすると448円です。同居家族の50万円はもっと少ない時給260円です。最低賃金の790円にほど遠いです。貯金もできない、ローンも組めない、結婚も難しい、後を継承するのも難しい状態です。青色にすればいいのではないかと思われるかもしれませんが、青色申告は、税務署長が条件付きで一部経費を認める得点で、幾つもの義務

が課せられます。税務署長の裁量で取下げされることがあり、家族一人一人の働き分を認めたものとはいえません。申告の仕方によって実際の家族の働きを否定することは、全ての国民は法の下に平等であって、政治的、社会的又は社会的関係において差別されない憲法14条という理念に反します。白色申告や青色申告、法人申告といった申告形態にかかわらず、家族一人一人の働き分は必要と認めるべきです。私たちが訴えたいのは、個人事業者の配偶者や子供は、働く者の当然の権利を奪われています。税制の上で無償労働を押しつける所得税法第56条は廃止するべきだということです。働き分を認めてほしい、それだけです。2019年10月31日現在、全国で525自治体が意見採択しています。鹿児島県では、曾於市、志布志市、東串良町、南大隅町、大崎町、2市3町が採択されました。高知県では県内35の全ての自治体で採択されています。10月には議員会館を訪問し、森山衆議院議員にも賛同していただきました。霧島市からも意見書の採択をお願いいたします。

○委員長（徳田修和君）

ただいま陳情者からの説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（木野田誠君）

この陳情書を最初に読ませてもらったときに、一番気になったのが、陳情書の真ん中辺りに書いてあります「税法上で青色申告にすれば、給料を経費にすることができますが、同じ労働に対して青色と白色で差を付ける制度自体が矛盾しており」と書いてありますが、ここをもうちょっと分かりやすく、自分たちの言葉で説明していただけたらと思うのですが、どういうふうに差が出ているのか、そこを教えてください。

○陳情者（瀬戸口ゆかり君）

先ほども説明したのですけれども、青色は税務署長に条件付きで、最初に奥さんは、例えば20万円給料をもらうようにしますといたら、20万円まではもらえるのです。それ以上になってしまうともらえないです。前もって申請しないと給料としてもらえないのが青色。白色の場合は控除として86万円か50万円。その差もあるのですけれど、どちらも働き分を認めてもらっているわけではないです。最初に申請しないともらえないお金の限度額という、その制度自体がおかしいということを私たちは訴えているのです。

○委員（木野田誠君）

なぜ質問しているかという、この陳情書を理解するために質問しているのですけれども、確かに私も最初は白色でやっていました。だけど、例えば息子とか家内とかに仕事の内容に対して対価の労働賃金を与えようと思うと青色にいきますよね。だから私はそういうふうに思うのです。白色だったらここに書いてあるように、子供とか家内に仕事に見合った給料そのものを払っていないなというところがあったり、これは関係ありませんけれど、私どもは家族協定も農家の場合は結んだりして、休みとかもちゃんと決めてやっているわけですが、ちょっとこれには関係ないのですけれども、例えば白色でそこら辺ができないなら青色でしょうと。確かにおっしゃるように家内には幾らの給料をあげるようにしますよ、息子には幾らの給料をあげるようにしますよという申請はしなくてはなりませんけれども、ここで第56条があって、差があるということ考えるときに、青色にしようというふうには思われませんか。

○陳情者（瀬戸口ゆかり君）

今、青色と白色でなぜ青色だけ給料として申請したらもらえるかというのは、帳簿付け少し大変になってきます。白色の方のほとんどが御自分で仕事をしながら帳簿付けをしています。青色の方は税理士さんに頼んだり、御自分でされている方もいらっしゃいますけれど、帳簿付けをきちんとしないと青色の許可はもらえないわけです。なので、今選んでいる白色の方は御自分でしないといけない、税理士さんに頼めない状態の経営の方も多いわけです。なので、青色にすればいいと言えますけれど、帳簿付けも大変になるので、その分負担も大きくなります。

○委員（前川原正人君）

二、三お聞きしておきたいのですが、最大の矛盾点というのは、一言で言えば、要するに申告の

仕方で税法上の差別があるよということですよ。だから、青色だろうがピンクであろうが白であろうが透明であろうが、同じ納税者としてちゃんと経費として認めていただきたいという、そういう趣旨ですよ。

○陳情者（瀬戸口ゆかり君）

そうです。私たちの願いは働き分を認めてほしいというそれだけなのです。

○委員（前川原正人君）

一番の問題は、現実問題としてあるのが、オヤジさんが年をとってきた、白色でずっと頑張ってきたと。日本の経済というのは大体95～96%が中小零細業者で経済が持っていると言われていたんですけど、そういう点で見たときに、白色申告個人経営者が年をとって高年齢になってきた、そして子供さんにも継いでほしいと。子供さんにも継いでほしいけれど、今度は白色申告であるために税法上で、差別といたらおかしいですけど、手法だけの差で、例えば公営住宅に入りたいけれど所得があまりにも少な過ぎて入れなかったり [同ページに訂正発言あり]、であれば青色にすればいいよではなくて、やはりそういう差別的な待遇で、後を継ごうと思っても継げない状態だし、独立しようと思ってもなかなか難しさもあるという、そういう現実というのが、霧島管内にたくさん中小零細業者がいらっしゃると思うのですが、そういう具体的な例というのは何かありますか。

○委員長（徳田修和君）

前川原委員、公営住宅に所得が低すぎて入れないは――。

○委員（前川原正人君）

今の発言は、訂正します。公営住宅は例えば悪かったです。例えばローンを子供の名義で組みたいとか、その個人経営者が年をとってきた、そしてローンが組めない、そして何とか跡継ぎをさせたいけれど子供の名義でローンが組めないとか、そういう現実というのもあると思うのですが、その辺についてはどのような状況なのかということをお知らせいただければと思います。

○陳情者（瀬戸口ゆかり君）

例えば、高知県の県婦協の方の経験なのですが、業者婦人の専従者控除の86万円だけがをした場合、交通事故をされたみたいで、その方が保険会社から1日約2,000円の保証しか認めてもらえなかったと。でも主婦だったら4,500円というそういう差もあります。

○委員（前川原正人君）

私も学習というか歴史を見させていただいたのですが、この問題というのは、1887年、明治20年、その当時は所得税法第1条の中に、「同居ノ家族ニ属スルモノハ総テ戸主ノ所得ニ合算スルモノトス」と。ここに遡って、今の所得税法の第56条はできているという歴史的背景があるのですが、やはり現代は、家父長制度ではなくて、みんな人権を認められて、そして子供も大人も女性も男性も同じ人権として認められているわけですけど、やはりそういう点から見ても、この税制法上の格差というのをなくすべきだと私は思うのですが、そういう理解でよろしいですか。

○陳情者（瀬戸口ゆかり君）

前川原委員の言われるそのとおりです。

○委員（山口仁美君）

これが廃止された場合に、どのような影響があるのでしょうか。何か改善すると思われるからこの陳情書を出していただいているんだと思うのですが、どのように皆様の生活というところが改善するのでしょうか。

○陳情者（瀬戸口ゆかり君）

廃止されれば配偶者、同居家族の働き分が認められるので、それぞれの所得としてきちんと保障されるという形になります。

○委員（木野田誠君）

今言われましたけれども、この第56条を改正してほしいという気持ちは分かります。要するに働いた分をちゃんと認めてくださいという意味の陳情だと思うのですが、今、山口委員が質問した答

えは、これがいい方向に改善されるという確証はある程度あるわけですか。そういうことがどういふふう改善されていくというようなことはこの文書の中にはないのですけれども、その辺はどうなのですか。そこはほかに要望なりそういう形で事を進めていращやるのですか、どうなのですか。

○陳情者（瀬戸口ゆかり君）

働き分を認めてもらうというのが一番の改善です。所得を得ることによって、それぞれ所得税を払いますし、普通の会社勤めと一緒に。きちんと給料として認めてもらって保障してもらえ、普通の生活ができるという改善です。

○委員（山口仁美君）

これは私がちょっと分からなくて質問したいのですけれども、これはこのように第56条がある関係で、税法上は所得として認められない部分があるという趣旨だと思うのですけれども、それでも白色でないといけないんだという何か事業上の事情があられると思うのです。そうしたときに、例えばこの第56条が廃止されて税法上、例えば経費に認められることが、イコール事業主の方が配偶者であったり、お子様にきちんとお支払いをなさることにつながるのかどうかというところは、イコールではないような気がするのですけれども、その部分というのは、今きちんと払われているけれど認められていないからそこを税法上でどうにかしてほしいということのかなというのが、少し分からないのですけれど。

○陳情者（瀬戸口ゆかり君）

全員は全員分からなくてですけど、始良国分民主商工会の会員さんであっては、息子さんに対して50万円の控除しかないんで、もうそれ以上あげても経費とならないわけです。ただ自分のポケットマネーでお金をあげている状態になってしまっているんで、息子さんも働こうという意欲が出てこないわけです。なので、跡継ぎが育たないというのも一つあります。そして奥さんも外に出なければ給料としてもらえるのに、なぜ家の仕事をしていたら給料としてもらえないのという方も多いです。なので、もしこの第56条がなくなれば、そこはなくなります。息子さんにきちんと対価を払うこともできますし、青色もそうですけれど、規制されているわけです。前もって自分で申請した金額以上はもらえないわけであって、賞与とかも前もって賞与として20万円払いますよという申請をしなければ、賞与として突然、今年は売上げが良かったから一生懸命頑張ったから賞与をあげるねということもできないわけです。青色にしたとしても。前もって税務署長の許可を得ないといけないというこの点も、働き分を認めているとは私は思わないです。

○委員（前川原正人君）

参考資料で、森山衆議院議員への所得税法第56条の廃止を求める請願ということで、今年の10月10日付けで提出したという経緯があるわけですけど、これはあくまでも請願ですので、請願というのは議員がならないとできないわけです。ということは、森山衆議院議員は今、国対委員長をされていращやる方なのですから、例えばこういうふう文書が出ているということは、最後はやはり国家及び地域発展のため精魂込めて頑張るってまいりますということは、やはり廃止のほうで動いていきますよという理解でよろしいですよ。

○陳情者（瀬戸口ゆかり君）

9月に議員会館のほうに行って、私たちが預かったのは100の署名だったので、説明をある程度して、その署名を森山議員の秘書の方にお預けて、提出していただきました。

○委員（前川原正人君）

なので、直接は国対委員長ですので、なかなか会うことはできなくて、秘書さんが相手をするということは分かっているのですけれど、こういうことで返事を頂くということは、精魂込めて頑張るってまいりますということは、これを廃止するために頑張ると、そうしか取れないのですよね。あなたたちの言い分はよく分かったよ、後は知らないよ、ではないですよ。精魂込めてということですので、やはり廃止の方向で国対委員長の森山代議士もそういうふう考えていращやるとい

うふうに私は理解するのですけれど、そういうことなのかなと思いますので、そのことの確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（徳田修和君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前9時22分」

「再開 午前9時23分」

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま前川原委員からの質問ですけれども、請願を受け取ったという森山事務所からの回答書を頂いて、どのような思いを持ったかについて、ちょっとお聴かせいただいてもよろしいでしょうか。

○陳情者（瀬戸口ゆかり君）

このお手紙を頂いたときに、森山議員も秘書の方からもいろいろと説明を聴いたと思うのです。一応納得していただいて、請願の紹介議員になっていただいたと理解しています。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、「陳情第6号」の陳情者に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前9時25分」

「再開 午前9時29分」

○委員長（徳田修和君）

休憩前に、引き続き会議を開きます。次に、陳情第6号「所得税法第56条廃止を求める意見書」の提出に関する陳情書について、執行部の説明を求めます。

○総務部長（新町 貴君）

「所得税法第56条廃止を求める意見書」に係る所得税法56条の概要について御説明します。御承知のとおり所得税法の所管官庁は、国税庁でありますので、知りうる範囲で説明したいと思います。所得税法第56条は、事業主の生計同一親族に関する経費の取扱いについて定めたものであり、同57条において、その例外として経費計上が認められる場合について、規定されているところです。詳細につきましては、税務課長のほうで説明いたします。

○総務部参事兼税務課長（谷口隆幸君）

所得税法第56条等につきまして、御説明します。所得を得る為に、直接に要した費用及びこれらの所得を生ずべき業務で生じた費用の額を「必要経費」とするということが、所得税法第37条で定められております。これが所得税の原則の考え方になります。資料1をご覧ください。所得税法第56条であります。「事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例」についての規定であります。要約しますと、3点になります。1点目、「本来必要経費に算入されるべき費用であっても、それが、生計を一にする親族に対して支払われる場合には、事業主の必要経費に算入することができない。」2点目、「事業主から対価の支払を受けた親族が、その対価を得るために掛かった費用の額については、事業主の必要経費に算入することができる。」3点目、「事業主の必要経費に算入されない対価及び事業主の必要経費に算入した親族において掛かった経費の額は、対価の支払いを受けた親族の所得金額の計算上、ないものとみなす。」となります。次に、資料2の所得税法第57条であります。「事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等」についての規定であります。同条第1項及び第2項が「青色事業専従者給与」についての定めであり、同条第3項及び第4項等に「事業専従者給与」の定めが設けてあります。まず、「青色事業専従者給与」の概要です。「青色事業専従者」とは、(1)青色申告者と生計を一にする配偶者その他の親族であること。(2)その年の12月31日現在で年齢が15歳以上であること。(3)その年を通じて6月を超える期間、その青色申告者の

営む事業に専ら従事していること。のいずれにも該当する人をいいます。また、「青色事業専従者給与」として認められる要件としましては、(1)青色事業専従者に支払われる給与であること。(2)「青色事業専従者給与に関する届出書」を納税地の所轄税務署長に提出していること。(3)「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載されている方法により支払われ、しかもその記載されている金額の範囲内で支払われたものであること。(4)青色事業専従者給与の額については、労務の対価として相当であると認められる金額であることとなっております。次に、「事業専従者控除」の概要について説明します。「事業専従者」の要件は、「青色事業専従者」と同様です。また、「事業専従者控除」として認められる要件については、(1)白色申告者の営む事業に専ら従事すること。(2)確定申告書に事業専従者控除を受ける旨やその金額など必要な事項を記載することとなっております。なお、「事業専従者控除額」については、(イ)事業専従者が事業主の配偶者であれば86万円、配偶者でなければ、事業専従者一人につき50万円(ロ)この控除をする前の事業所得等の金額を事業専従者の数に1を足した数で割った金額のどちらか低い金額になります。次に、「青色申告」と「白色申告」との違いについて説明します。「青色申告」は、複式簿記による明確な帳簿が必要ですが、65万円の特別控除や赤字を3年間繰り越せるなど、白色申告にはないいくつかの税制上の優遇措置が受けられます。一方「白色申告」は簡単な収支計算でよい代わりに、優遇措置を受けることができません。最後に、資料3として、関係法令条文をお付けしてございますので、そちらもお目通しください。以上で、所得税第56条等についての説明を終わります。

○委員長（徳田修和君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（木野田誠君）

青色申告は前もって税務署に幾ら支払いますという申請をするわけですがけれども、申請額には限度はないわけですね。対価に見合った賃金であればよいわけですがけれども。先ほどの陳情者の話では、月40万円でしたか、40万円以上は支払われなとかありますけれども、その上限は設けてあるのですか。

○総務部参事兼税務課長（谷口隆幸君）

青色申告の専従者控除の額に上限がありますかということで、上限はございませんけれども、先ほど委員がおっしゃいました確定申告書に記載されている部分について、適当であるかないかということ、税務署で判断することになるかと思えます。

○委員（木野田誠君）

ですから、先ほどの陳情者の発言はそこに間違いがあると私は感じております。これは、月々の申告ですね、月幾らかということですがけれども、例えば20万円という申告をしていて、事業が悪ければ15万円とか、これは下のほうには自由に変えられる認識でいいですか。

○総務部参事兼税務課長（谷口隆幸君）

先ほど、部長から答弁がありましたように、所管が国税庁でありまして、霧島市の場合は加治木税務署のほうになりますので、加治木税務署のほうで、そこらの判断がされるかと思えますので、私のほうでは、その件についてお答えすることはできません。

○委員（前川原正人君）

所得税法第56条を廃止してほしいということ、陳情者から先ほど説明があったわけです。行政側の立場で考えると、例えば、先ほど税務課長がおっしゃったこの資料1のほうで、青色申告だと所得税が発生するわけですね。所得税が発生するということは住民税も発生をするということになって、一つの税法上の歳入確保にも役立っていくと。ところが白色申告だと、この資料にもありますとおり、収入が200万円あって、経費が100万円で所得100万円しかなくても、税法上は税金がゼロということですが、逆に言うと、この分については経費として認められませんので、市としては、これが廃止されて経費として認めることになれば、歳入に大きく貢献ができると。そういうことにつながっていくような気がするのですが、どうなのでしょう。

○総務部参事兼税務課長（谷口隆幸君）

私どもが課税する場合、租税法律主義ということで、法律に則ってやっておりますので、そこら辺りにつきましては、地方税法上でそういうふうになっておりますので、我々がどうこう言えるものではないと考えております。

○委員（前川原正人君）

それは、一地方自治体が税法上に対してどうこう言えないと思うのですが、明らかに経費として認められれば、当然、歳入として確保できるというのは普通に考えて、ではないのかなというのが率直な気持ちです。それと、もう一点は、記帳義務。青色であっても、白色申告であっても、2014年から帳簿を付けなさいと。必ず付けなさいというふうに義務化が始まったわけです。そういう点では、役所、税務署のために付けるのではなくて、自分の営業を守るという、実態がよく分かるという点で帳簿付けが義務付けられてきたわけですね。そういう点からいくと、税法上の問題でなかなか難しくって言えない、言及できないところもありますけれども、そういう記帳義務という点では同じなのかなという気がしますが、どうなのですか。

○税務課市民税グループサブリーダー（秋丸健一郎君）

青色申告につきましては、先ほど申し上げましたとおり、複式簿記による帳簿の義務付けがされております。いわゆるバランスシート、貸借対照表と損益算書を作って単年ではなくて経年での費用、それから資産、負債を見ていく形になります。それと比較しますと、白色申告、確かに記帳義務が設けられておりますが、収支計算のみに留まるという形ですので、難易度が違うのではないかと認識しております。

○委員（木野田誠君）

第56条では、要するに必要経費ということで規定があるのですが、法律に従ってやっているということですので、質問するものなのではございますが、この第56条でいう必要経費というのは、陳情者は仕事に対する対価というふうに言ってらっしゃいますが、本当にその仕事に対する対価なのか。私の考え方では、その事業主が子供を養育する、あるいは配偶者と生計を一緒にするための必要経費、仕事の対価ではなく、そういう生活のための必要経費という捉え方をどうしてもするのですが、その辺は答弁できますか。

○総務部参事兼税務課長（谷口隆幸君）

私どもも、この陳情が出た段階で、いろいろな書籍を見ました。その本が正しいのかどうかという部分もあったりするものですから、なかなか答えづらい部分もあるのですが、考え方は、今、委員がおっしゃった部分の考え方もあるのではないかと考えているところでございます。

○委員（前島広紀君）

国の所得税法を変えてほしいという陳情で、話が大きすぎるのかなとも思うのですが、先ほどの陳情者の話では、鹿児島県内において幾つかの市町村が採択しているというような話であったと思うのです。この話は全国的にこういう話があるのですか。それとも鹿児島県内だけの話ですか。

○税務課市民税グループサブリーダー（秋丸健一郎君）

全国的に署名運動等を展開されているものと認識しております。

○委員（木野田誠君）

こういうふうに意見書を出す陳情書が出ているわけですが、過去に霧島市あるいは合併前の市町で、こういう陳情があったのかどうか教えてください。

○委員長（徳田修和君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前9時30分」

「再開 午前9時32分」

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部参事兼税務課長（谷口隆幸君）

以前に、このような陳情又は請願があったかという質問だと思うのですが、平成21年第4回の定例会に請願、あと、平成22年第3回定例会において陳情が出ているところでございます。

○委員（山口仁美君）

たらればの話になってしまうのですが、これが廃止された場合に、陳情者は説明の中で、青色申告にしない理由というのが、帳簿付けが難しくなってしまうので、それは負担になるということをおっしゃっておられました。廃止した場合には、やはり帳簿付け等が厳しくなるのではないかというふうに思うのですが、税法が変わっていく段階で、きちんとした納税の義務を果たしていただくために、こういった帳簿付けが今より厳しくなる可能性というのは考えられるのでしょうか。

○税務課市民税グループサブリーダー（秋丸健一郎君）

御承知のとおり、マイナンバー等も導入されまして、課税に関する所得の捕捉といいますか、それを明確にしようということが国全体の流れであると思います。同一生計内における資金の流れというところを明確にという話になりますと、仮に、青と白を一本化ということになれば、当然、明確な形での収支の義務付けということを求める形でない、これまでの国の流れと反するのではないかというふうに理解しております。

○委員（徳田修和君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前9時51分」

「再開 午前9時52分」

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（木野田誠君）

頂いている黄色のパンフレットに、地方自治体も声を上げていますというふうに書かれていますが、全国で8県を含む360以上の自治体があんぬんと書いてありますが、霧島市が自治体として、そういう声を上げたいと思っていらっしゃいますか。

○委員（徳田修和君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前9時55分」

「再開 午前9時56分」

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（木野田誠君）

今の質問は、ちょっと酷な質問でしたので取下げます。

○総務部長（新町 貴君）

それぞれの地方自治体の議会のほうに、今、こういう陳情なり請願なりが出されて、その議会判断をされて、それぞれ意見書の提出があったものだと思いますので、我々、執行部側のほうからどうこうとは言えないと思います。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、「陳情第6号」の執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前9時57分」

「再開 午前9時58分」

○委員長（徳田修和君）

休憩前に、引き続き会議を開きます。

△ 議案第136号 霧島市消防団横川方面隊拠点施設の目的外使用料徴収条例の一部改正について

○委員長（徳田修和君）

次に、議案第136号、霧島市消防団横川方面隊拠点施設の目的外使用料徴収条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○消防局長（堀切 昇君）

議案第136号、霧島市消防団横川方面隊拠点施設の目的外使用料徴収条例の一部改正について、御説明いたします。はじめに、使用料につきましては、「負担の公平性の確保」や「受益者負担の適正化」を図る観点から、霧島市経営健全化計画（第1次）等を踏まえ、平成21年12月に「使用料設定に関する基本的考え方」を取りまとめ、その考え方の下、原則として3年に1度見直しを行うこととしています。今回は、それに基づく4回目の見直しとなるもので、施設ごとにコストの再計算を行うとともに、消費税率の引上げ、市内外における類似施設等の料金との比較、施設の採算性と市民福祉のバランス等を総合的に勘案した上で、行政サービスとしての必要性に考慮しつつ、公平性を確保し、施設を継続して維持管理していくことを目的として、本施設の使用料につきましても、受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図ること並びに令和元年10月1日から消費税及び地方消費税が引き上げられたことを踏まえ、額の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、本条例別表において規定する佐々木分団赤水地区拠点施設、安良分団横伏敷地区拠点施設及び山ヶ野分団古城地区拠点施設の1時間当たりの基本使用料を現行の200円から210円に改め、令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。以上説明いたしましたので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

今回、提案しております使用料改定の条例の概要について説明いたします。お手元に配付しております使用料等改定の概要になります。1ページです。今回、使用料改定を行うに当たりまして、1点目と致しまして、見直しの目的になります。本市では、市税等を始めとする自主財源の大幅な増収が見込めない財政状況であることから、厳しい財政状況の中で、高度化・多様化する行政需要に対応できる財政基盤を確立するため、霧島市行政改革大綱の下、霧島市経営健全化計画及び霧島市行政改革実施計画において、自主財源の安定的な確保や、負担の公平性の確保と受益者負担の適正化を図る観点から、使用料及び手数料見直し等の検討を掲げています。使用料等については、利用する人と利用しない人の均衡を考慮し、行政としての関与の必要性を明確にし、負担の公平性を確保しなければなりません。また、サービス提供を行う行政においても、効率的な施設運営を行うとともに事務の効率化を進め、利用者負担の軽減を図り、利用者の理解を得られる料金設定に努める必要があります。このため、平成21年12月に、使用料設定に関する基本的考え方を定め、原則として3年に1回総コストを計算し、定期的に使用料を見直すこととしました。この考え方に基づき、平成22年10月には、合併前の市町から引き継いだ各施設の料金について統一した基準により見直しを行ったところです。今回、4回目となります令和2年4月の見直しにおきましては、前回平成29年4月の見直しと同様に、使用料設定に関する基本的考え方に基づき、各施設のコスト再計算を行った上で、各調整を行うこととし、令和元年10月に8%から10%に改正された消費税率引上げ分の対応についても、今回の見直しで併せて対応することとしました。2ページです。2番目の使用料改定に関する基本的な考え方としましては、行政財産の目的外使用又は、公の施設の使用に対し、その反対給付として徴収される公法的正確を有する負担金であるという定義を踏まえ、平成21年に定めました使用料設定に関する基本的考え方を元に、次のことに取り組んだところです。（1）受益者負担の原則として、市は、市税を住民サービスの根源的な財源としていますが、全てのサービス

を市税により賄うことは困難でありますため、施設の維持管理に関するコストについては、地方自治法第225条に基づき、施設を利用する対価として利用者から納付される使用料によりコストの一部を賄っています。サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を考えると、利用する人が応分の負担をすることにより、はじめて利用しない人との負担の公平性が確保されるものと考えております。このため、市が経費の縮減に努めることは当然としまして、受益者負担の原則に基づき、原価について受益者に応分の負担を求めることとしております。(2)類似施設の使用料の調整、としまして、市民が類似した施設を利用する場合に、使用料の算出根拠がそれぞれの施設で異なると、不公平感が生じることになるため、原則として統一した基準の下で設定した料金で利用できるように調整しています。(3)算定方法の明確化、として市が受益者に応分の負担を求めるためには、使用料の算定根拠を明らかにし、市民に分かりやすく説明できなければなりません。そのため、公の施設に係る使用料につきましては、施設の管理運営や行政サービスに掛かる費用を基に統一した基準によりコスト計算を行うこととし、負担割合につきましても各施設の現状を踏まえまして設定しました。(4)急激な負担増への配慮、としまして、今回の使用料の見直しにより算定した料金をそのまま採用したときには、現行の料金と比べますと、利用者にとって明らかに急激な負担増を招くおそれがある場合は、改定上限率の設定により、激変緩和措置を講じたところでございます。今回、改定上限率としましては、原則20%以内としたところでございます。次に、続きまして3ページになります。3点目としまして、新たな料金の適用時期としまして、新たな料金の適用時期は、市民への周知期間を十分考慮した上で定めることが必要であるため、令和2年4月1日からとしました。4点目、改定作業内容として、(1)コスト算定等作業として、①コスト算定におきまして、コスト対象については、人に掛かるコストとして、施設の維持管理や運営・サービスの提供に直接従事する職員等に係る経費で、給料や賃金が主なものです。ものに掛かるコストとして、施設の維持管理・運営やサービスの提供に直接必要な経費で、消耗品費、光熱水費や委託料及びサービスの提供に必要な機器類の賃借料が主なものとなります。及び移転支的コストとしまして、他の主体に移転して効果が出てくるような経費で、保険料が主なものになります。その三つに分類しまして、これらのコストを平成30年度決算額で積み上げました。また、その際に正職員の年間人件費単価については、平成30年度の決算統計数値から一人当たり619万9,000円としたところでございます。こちらの人件費については、正職員に係る施設に適用したものでありまして、指定管理者制度等の委託料については、市の委託料の中で算出しています。②として、性質別負担割合としまして、各使用料のサービスの性質には、公共性が強いものや市場性が強いものがあることから、その性質に着目せずに、一律一律に費用負担を求めることは、公平性・公正性を損なうこととなります。このため、使用料設定に当たっては、より公平・公正なものとするため、施設ごとのサービス内容に基づき、市場性・選択性の基準を組み合わせることにより、4つに分類し、公費と受益者の負担割合を設定したところでございます。こちらについては、5ページをご覧ください。施設の性質別負担割合の考え方になります。①～④の四つに分類しています。①第1分類として、専ら行政が提供するサービスで、市民の大半が利用する必需的な公共サービスの象限で、例としては道路、公園、学校、消防などで、下の図を見ていただきますと、第1分類として、右上の部分になります。こちらにつきましましては、公費負担を100%、受益者負担を0%としています。②第2分類につきましましては、民間での提供が難しく、個人によって必要性が異なるサービスの象限として、公民館、文化ホール、体育館などとしており、図では左上の第2分類で、公費負担は50%、受益者負担を50%としています。③第3分類では、民間でも同種類似のものが提供され、個人によって必要性が異なるサービスの象限として、プール、トレーニングルームなどで、下の図では左下の第3分類として、公費負担を30%、受益者負担を70%としたところでございます。④第4分類として、民間でも提供されているが、市民に必要とされる社会保障的要素を含むサービスの象限として、市営住宅、保育園などで、図では右下の第4分類で公費負担50%、受益者50%とする、以上四つの分類に区分したところでございます。今回の使用料改定は主に、第2、第3分類に分類しております。この分類のしかた、公費負担、受益者

負担の割合につきましては、コストを算出するときの負担割合でありまして、実際の使用料の収入割合ではありません。また、実際には施設の維持管理に係る経費に対する使用料収入の割合は、それよりも低いものと考えています。前に戻りまして3ページになります。③コストに基づいた適正水準の算出として、施設の各貸室等において1時間当たりどれだけのコストが掛かっているかに着目し、①で算出した年間コストを年間開館時間数で除し、1時間当たりのコストを求め、占有スペースに係る部分の1時間・1㎡当たりのコストを算出しました。次に、貸室ごとの面積に1時間・1㎡当たりのコストを乗じたものを貸室ごとの1時間当たりの適正水準とし、現行の料金と比較しています。次に4ページをご覧ください。(2)改定額等の設定におきましては、今回の見直し作業では全ての施設を見直し対象とし、(1)で算出したコストに基づく単価を踏まえ、市内外類似施設等の料金、施設の採算、市民福祉のバランス等を総合的に勘案した上で、令和元年10月に8%から10%に引き上げられた消費税率も考慮し、改定額の設定を行いました。(3)その他としまして、市外の方が利用する場合の割増は、10割加算としました。また、入場料を徴収する場合の使用料についても、割増加算を行うこととしました。なお、これらについては、各施設の現状等を踏まえ、各施設担当課において設定したところです。また、それぞれの使用料の算定結果において10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げています。5点目、市民への周知等として、周知については、令和2年4月の新料金適用までの間、広報誌やホームページでの広報、窓口での対応等を十分に行い、混乱が生じることがないように配慮することとしています。また、料金改定に当たっては、市民の理解と協力が必要であることから、説明責任の一層の向上に努めることはもとより、今後とも効率的な施設運営、事務の効率化等による継続的かつ徹底した経費縮減を行い、市民サービスの一層の充実に努めることとします。以上が、今回の使用料等の改定の概要になります。

○委員長（徳田修和君）

休憩します。

「休憩 午前10時20分」

「再開 午前10時21分」

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（徳田修和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（愛甲信雄君）

目的外使用とはいかなるものか、説明ください。

○消防局長（堀切 昇君）

この3つの施設につきましては、消防団詰所の用に供する施設ということで、そういったことが目的で建設されております。建設されたのが平成15年、平成16年というふうになっております。これは合併前の旧横川町の時代に整備されているものでございまして、当時この地域においては、消防団総合整備事業という、国庫補助金を導入して、消防団詰所の建て替え建設の際に、自治公民館を建設する案もございましたけれど、2つ造るよりも併せて造ったほうがいいのではないかとこともございまして、造ったという経緯がございます。この目的外というのは、あくまでも、消防詰所というのをメインに造っているものですから、他の公民自治会活動でそこを使う場合は、それ自体が目的外使用というふうになるということで、御理解くださればいいかと思います。

○委員（木野田誠君）

この3か所については、免除制度も適用されておりますか。

○警防課主幹（宇都幸雄君）

本条例の第7条におきまして、市長は特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができるとの規定に基づきまして、具体的なものとしましては、市及び市の機関が使用

する場合、いわゆる行政が使う場合は免除、更に具体的に言いますと、選挙事務でありますとか、検診です、そういう場合は免除になっております。それから、PTA活動、子ども会等が使用する場合も免除にしております。先ほど局長のほうからもありましたけれども、地元の自治公民館様が使われるときには、いわゆる有料ということしております。

○委員（松枝正浩君）

料金の改定なのですけれども、こちらの料金の改定前、例えば平成30年の使用料がどのくらいあったのか、お示してください。

○警防課主幹（宇都幸雄君）

平成30年度の決算で利用回数を申し上げます。赤水公民館拠点施設のほうが18件、横伏敷拠点施設のほうが12件、古城拠点施設のほうが4回、合計で34回の使用がなされております。利用料金につきましては、3施設合わせまして、1万600円になっております。

○委員（前川原正人君）

総括的な部分になるのですけれども、先ほど財政課長のほうからの説明の中で、消費税分も合わせて、今回の見直しでやりましたよと、そして、全体のバランスも見ながら、今回の改定をしましたよということになるのですけれども、額面で言えば、200円が210円、わずか10円とはいっても、これを例えば消費税でいくと、割り戻せば0.5%、値上がりしている訳ですよ。そうなったときに、単純に2%分の消費税分とバランス分というふうに見たときに、どのような理解をしたらよろしいのか、お示しいただけますか。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

先ほど説明しましたとおり、今回は消費税の増分がありましたけれども、使用料の改定につきましては、原則として3年に1度、見直すこととしていただいております。それに合わせまして、本来であれば10月から消費税は増税になったのですけれども、見直しの時期と消費税増税に対応する為のものを統一して使用料改定を行うということで、来年の4月1日からの使用料改定にそらえたというような状況になります。実際のところにつきましては、消費税率だけで考えますと2%の増にはなっているところがございます。ただ、国からも示されてはいるのですけれども、国からの通知におきましても、消費税率の引上げに伴う公の施設の使用料等の対応については、消費者が最終的な負担者となるのが予定されている間接税であることを踏まえ、円滑かつ適正に転嫁されるよう、次に点に留意の上、所要の措置を講ずるようお願いいたします、とされています。その中では、公の施設の使用料については、消費税率引上げに伴い消費税が円滑かつ適正に転化されるよう、使用料の改定に係る条例改正等の措置を講じられたいこと、とされています。考え方としてですが、当然施設を運営、維持管理するに当たりましては、歳出の分については、消費税が2%上がったということが考えられると思います。かと言って、であればそれに、歳出分として2%に着目して使用料を2%だけ上げればいいのかとしますと、当然歳出の費用とするものは、使用料の収入だけで賄っている状況ではございませんので、歳出の分は、それ以上に増えて、歳出の負担分としてはそれ以上に増えていると考えております。そうした場合に、歳入の使用料分の増をどう見るかと考えますと、実際のところでは、2%上がって歳出とペイするというか、それに見合うものとなるとは考えておりません。当然、その分につきましては、他の市税等の収入を充てるということになりますので、そういうことも含めまして、全体的な歳出コストの計算等を行いまして、実際どれくらいの使用料増にすべきかということ、判断したところでございます。またその際には、先ほど示したとおり、コストの考え方として、受益者負担の原則がありますので、公費負担と受益者負担の割合等も考慮して判断したところでございます。

○委員（前川原正人君）

先ほど愛甲委員のほうからの質問で、答弁があったわけですが、全体で34件、そしてお金にして平成30年度決算で1万600円ということなのですけれども、その中には、いわゆる公民館活動までも徴収されていたのかなという認識を持っているのですけれども、それこそ公民館活動こそ免除対象

ではないのかなど。地域の活性化の為に協議し、話し合いをする場所として活用するわけですので、そういう部分も含めたところの免除制度の拡充というのは、旧横川町の歴史的な背景もあるとは思いますが、その辺の議論、負担軽減という点では考えていらっしゃるのか、議論は無かったのか、お聴きしておきたいと思います。

○警防課主幹（宇都幸雄君）

免除規定でございますけれども、先ほど局長のほうからも答弁をさせていただきましたけれども、当時、ここの消防団の詰所建て替へと、時を同じくして、自治公民館の建設計画もあったというふうに聴いておまして、自治会で建設する場合は、多額の費用も掛かる、それから、自治公民館の利用頻度も多くは見込めないこと、それよりも使用料を払って、消防団詰所を使わせていただきたいと、というような協議がなされたこと、いうふうに聴いておまして、行政財産の目的外使用という条例を整備して、現在に至っている訳ですけれども、今、委員御指摘のとおり、今後、関係地域住民団体が使用する場合、こういう場合は、地域の方々の利便性、それから、福祉の向上等を踏まえますと、本条の第7条で規定しております、市長が特に必要があると認めるときは使用料を減額し、又は免除することはできるという規定に基づく内容を、他の公民館などの取扱いの状況、それから、関係各課等との協議をしながら対応していくことも必要ではないかというふうに認識しております。

○委員（木野田誠君）

先ほど質問した時に、公民館活動ということで徴収しているということでありましてけれども、前川原委員からありましたように、居の一番に公民館活動を免除するべきだと、私もそう思うのですが、小倉総務部参事どうですか。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

全体的な話で申し上げますと、施設についてもそれぞれの設置目的、利用目的があると思います。その施設が、公民館活動を主体としたもので設置されたものであれば、今、委員が御指摘のようなことも考えられると思いますけれども、それ以外の目的として設置されたものである場合に、今回ありますように、施設の目的外使用とか、今回に限ったことではないですけれど、それ以外に施設等を公民館の方が使われるからと言って、必ずしも減免ということにはなり得ないのかなど考えております。やはり施設の利用の状況に応じて、その利用目的が何なのかということを考え合わせながら受益者負担の原則に基づいて、また判断する必要もあるのではないかと考えております。

○委員（前川原正人君）

先日の質疑の中でも申し上げたのですが、消費税法第60条第6項の中には、それは取らないよと、一般会計のほうからの部分について、先ほど課長がおっしゃるように歳入があってそれ以上に歳入もあつたり経費という点では必要だという部分は理解するわけですけれども、消費税法の中ではこれは控除しますよという規定があるわけです。ですから、その実績でいくとわずか1万600円ですけれども、木野田委員からもありましたとおり、地域の公民館ですよ。PTAなんかについては免除するんだということでおっしゃいましたけれど、そういうところも何とか議論を深めていくべきではないのかなど。それは総務省辺りの通達があれば従わざるを得ないというのは理解するところですが、たかが1万600円とみるのか、されど1万600円とみるのかというのは見方はいろいろありますけれども、その辺の議論というのはこの部分についての議案第136号の部分についてはそういう議論というのは、画一的にこうではなくて、個別な部分というのも十分尊重はできなかったのか、そういう議論はなかったのか、お聴きしておきます。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

今話させていただいているのはこの条例の関係でございますけれども、財政としましては市全体的な考え方をしております。先ほど個別の分については減免の考え方とかそれぞれ委員からの意見等もあつたところですが、それに基づいてそれぞれの施設で判断していかないといけないとは考えております。ただ、消費税法の第60条につきましては、今委員が言われますとおり、課税標準額に対する消費税額から控除することのできる消費税額の合計額、つまり仕入れに係る消費税額に

当たるものになります。これを当該課税標準額に対する消費税額，売上げに係る消費税額に当たりますが，これを同額とみなすことによりまして，結果的に納付税額がゼロとなり，申告納付の必要がないというものです。もっと具体的に分かりやすく言いますと，消費税は1年間における収入についての消費税額から支払った経費についての消費税額を差し引いた金額を納付する仕組みになっています。経費についての消費税額と収入についての消費税額は同額であると。つまり利益を生んでおらず利益に対する消費税額がゼロであることから，納付すべき金額がないとみなされているところであります。こちらについては，国及び地方公共団体等の特例という形で消費税法のほうで規定されているところであります。そう考えますと先ほど申し上げましたとおり，結局，支出における消費税額と収入における消費税額が同一であるという考え方ですので，そうなった場合にはある程度のところは使用料でその分を使用される方から負担していただくということを受業者負担の原則から必要なものというふうに判断しているところであります。それにつきましては，今審査していただいております施設についても同様に，そのような考え方で使用料の改定を行おうとしているところがございます。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので，これで執行部に対する質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午前10時35分」

「再開 午前10時55分」

△ 議案第87号 霧島市職員定数条例の一部改正について

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に，議案第87号，霧島市職員定数条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○企画部長（有馬博明君）

それでは，議案第87号，霧島市職員定数条例の一部改正について，御説明申し上げます。今回の議案は，本市の消防体制の充実強化を図るため，消防局職員の増員を行うことについて，本条例の所要の改正をしようとするものでございます。詳細につきましては，企画政策課長が御説明申し上げますので，よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○企画部参事兼企画政策課長（永山正一郎君）

それでは，議案第87号，霧島市職員定数条例の一部改正について，御説明申し上げます。議案新旧対照表1ページをご覧ください。本市の職員定数条例第2条第1項において，職員定数は1,250人と規定しており，第10号では消防局の職員を184人と規定しています。今回の定数条例の一部改正につきましては，消防局における業務量が年々増加傾向にあること，また，今後においても高齢化率の上昇等に伴い，ますます業務量の増加が見込まれ，消防活動に支障を来す恐れがあることから，定年退職者数を見据えた職員の前倒し採用を行うとともに，職員の年齢構成平準化を図り，市民の安心・安全の確保に努めるため，消防局の職員の定数を184人から189人に引き上げようとするものです。なお，職員定数の総数は据え置くことから，第1号市長の事務部局の職員は769人から764人に引き下げ，改めようとするものです。そして，施行日を令和2年4月1日といたしております。以上で議案説明を終わりますが，よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（徳田修和君）

ただいま，執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（山口仁美君）

課長の説明の中で，下から4行目「第1号，市長の事務部局の職員は769人から764人に引き下げ」

というところがあるのですけれども、人が市長の事務部局に関しては減るということだと思っておりますけれども、これに関しては特に影響はないのでしょうか。

○企画部参事兼企画政策課長（永山正一郎君）

定数条例に定めてあります市長の事務部局の職員数につきましては、現在769人なのですが、実数としては687人で現在職員は配置されているところであります、業務に支障はないものと考えています。

○委員（木野田誠君）

消防局の職員を増やすということは結構なのですが、今説明がありましたように、687名で支障はないと。これは本当にそうですか。私が以前一般質問で各課の現状を見て、年齢的なものが近づいてきているから、実働できる職員がいなくなるから、増強してほしいということで質問したことありましたが、そのときはちゃんとお断りになりました。実際に検討していくというような話ではありましたが、そこはちゃんと執行部も分かっている、そういう検討をしていくということが出たと思うのですが、本当にそうなのですか。

○企画部参事兼企画政策課長（永山正一郎君）

職員の定員に関しましては、今年4月1日現在1,096名おります。この中で市長部局の職員から議会、選挙、教育委員会、消防局まで含めて対応しているところです。この中で限られた人数の中ですけれども、その中で業務をこなしているということです。この1,096名の人数につきましては、定員適正化計画で昨年4月1日現在の職員数を1,110名にしようということで、合併当初は千四百数十名いたわけですけれども、2割削減という目標を掲げ人員の削減を行ってきました。今後につきましては、定員管理計画というものを策定して、今後の定員に関しては考えていこうという思いは持っているのですけれども、現在、公務員の定年延長制度が国のほうで議論されておまして、そこがなかなか落ち着かないものですから、そこが見えないと全体をどうしていこうという計画は策定できない状況で、現在は昨年4月1日の目標であった1,110人というのをベースに、それより現在は下回っておりますけれども、その中でうまく配置して業務を行っていこうとしているところです。

○企画部長（有馬博明君）

委員のおっしゃった専門職等の配置につきましては、毎年、事務量調査というものを全ての課と企画政策課の行政改革グループ、それから総務課一緒になって、現状の把握等に努めています。そういった中でも特に、和牛オリンピックがあるということで、そういった専門的な職については今嘱託も含めて随時対応しているところでございます。それからお茶の関係につきましても、当然担当のほうからもそういったいわゆる40歳以上の担当でなかなか若手の専門職というか、そういう専門的知見を持った職員が少ないということで、そういったことにつきましては、今後もその事務量調査の中でもそういった意見も担当課から上がってきておりますので、随時、今後の状況を見ながら対応してまいりたいと考えております。ただ、いずれに致しましても、国体の関係もございまして、ここ二、三年は、そういった特異な人事的な配置を行わなければいけない状況というものもございまして、今課長申しました、国の動向の定員がどうなっていくのか、それによって3年に1回、定年による定年者が出ないということになりますので、そういったことも十分に国の動向も注視しながら、また現場から委員がおっしゃったようなことも十分に勘案しながら、適正な配置を行っていきたいと思っております。

○委員（前島広紀君）

現在の定数を184人から189人に引き上げようという提案なのですが、一義的には賛成なのですが、184人の定数に対して現在の職員数は何人くらいなのですか。

○消防局長（堀切 昇君）

184の定数に対して現在183人です。

○委員（前島広紀君）

確か2、3年前にも定数を増やしたことがあったと思うのですが、そのときは何人増やし

たのでしたか。

○消防局次長兼総務課長（堀ノ内剛君）

昨年条例定数を変えてもらいましたが、そのときには181名から184名へ変えてもらっております。

○委員（前島広紀君）

またそれでも職員が足りないということだと思いますけれども、ここの途中辺りに、「今後においても高齢化率の上昇等に伴い、ますます業務量の増加が見込まれる」ということなのだと思いますけれども、具体的にはどういう業務の増加を見込んでおられますか。

○消防局長（堀切 昇君）

救急出動の件数も増している状況であります。平成28年が6,000件ぐらいでして、現在、昨年の実績では6,211件ということで、ここ2年でも200件も増えているというような状況で、今後とも夏の熱中症とかそういったのも増える可能性もあるということ、それと今ドクターヘリによる運用が多く、登山者が捻挫をしたとかといったことでは、もちろん隊員も行きますけれどドクターヘリでの救助、救出というのも増えておまして、その件数が増えていると。あとはPA活動ということで、ポンプ車と救急車の連動で行くという、交通事故等がありましたときにどうしても閉じ込められた人を救うということで、救急車と同時に消防隊も出動していくというPA活動といったものも件数が増えている状況であります。もう一つ事務的なほうで言えば、危険物に対する査察です。ちゃんとした消防施設が整っているかどうかというのを各企業を回っていくのですが、そういったもの国のほうで予防ということで増えているような状況であります。

○委員（前川原正人君）

まず、消防局の職員のほうからお聴きしておきたいと思うのですが、今ありましたとおり、昨年の12月議会で181名から3名増やして184名にということになっていて、今年、今度は市長部局を5人減らしてその分、消防局職員を増員するということになっているわけですが、消防職員の充足率という点ではどれぐらいなのか。

○消防局次長兼総務課長（堀ノ内剛君）

現在の霧島市消防局の充足率は69.3%です。

○委員（前川原正人君）

先ほど前島委員の質疑に対して、年々救急搬送が増えているということで報告があったわけですが、安心安全を担保するという点では大いに消防署の職員は、100%というのはなかなか難しさはあるのですが、一方では人件費、いわゆる市長部局のほうを5名減らして消防局のほうを増やすという点でいくと、人件費というのはあくまでも人件費であって、これは交付税の算定基礎に入っているはずなのです。ですから本来であれば職員のほうを削るのではなくて、その分はしっかり交付税措置で算定基礎に入っているわけですので、財政的にも保障があるわけですので、こういう操作をしないで、まともに純粋に職員を確保しながら、消防職員も確保していくというのが本来のあるべき姿だと思うのですが、その辺の議論はなかったのですか。

○企画部参事兼企画政策課長（永山正一郎君）

充足率につきましては、消防署で持っている設備等に対しての充足率かと思えます。交付税の算入につきましては、詳細については財政課のほうに尋ねていただきたいのですが、人口10万人当たりを交付税は基準に補正係数等を掛けて行われているものと考えています。

○企画部長（有馬博明君）

まず充足率については今課長が申し上げたとおりでございます。裏を返すと、それだけ霧島市の消防局には資機材が充実しているということになるかと思えます。例えば、ポンプ車1台につき何人とかそういうルールで充足率というのはいきますので、現実的にはそれに対する職員が少ないという見方と、逆にいうとそれだけ資機材が充実しているという見方もできます。交付税算入については財政にちょっと聴いてみないと分かりませんが、定数ではなくて実数の職員数であろうかと現段階で私の中では認識しているところもございまして。そういった意味では定数うんぬんで

はなくて実際の職員人員が何人かということでありますので、交付税の算定基礎と定数というのは直接的には影響はないのかなとは確認しているところでございます。そこはまた確認を致します。

○委員（前川原正人君）

消防局にお聴きしたいのは、先ほどおっしゃいました69.3%の充足率というのは、実数に対する充足率という理解でいいのですか。それとも定数ですか。実数だと認識しているのですけれどもどうなのでしょう。

○消防局次長兼総務課長（堀ノ内剛君）

実数です。

○委員（愛甲信雄君）

今後において高齢化率の上昇に伴いと書いておられますが、上昇しているということは、いつかピークがくるということだから、そのピークの大体の予想年度、それと、ということは定数がそれに伴いどれくらい上がっていくか予想がついているのですか。

○消防局長（堀切 昇君）

消防局の職員のことなのですが、今後10年間で退職予定者が33名います。この189名という数字なのですが、ここ10年間を見て一番マックスの数字ということで189名で上げているわけで、昨年先ほど課長が申し上げたとおり、定数増としまして、その都度定数増をするよりもここ10年間を見て一番マックスの数字、このマックスが189名ということでございます。消防職員は一般の市の職員と違いまして、採用されても即戦力にならず半年間は消防学校のほうにいます。その間半年間というのは完全な欠員というふうになりまして、ほかの職員を配属させるのも非常に困難な状況であるために、5人辞めるから5人採るというのではなくて、5人辞めるのであればその前年度で採用していくとか、そういったのも必要ですし、33名が10年で辞めるということで、最大で9人一度に辞めるときもあります。ですから、そういったときにどうするかということで非常にそのときは大変なのですけれど、ですから毎年3人とか4人くらいずつずっと辞める人がいなくても、3、4人は平準的に採用していったら、そういった大変な事態にならないようにということで考えているところでございます。

○委員（木野田誠君）

念のためお伺いします。現在の局の平均年齢は何歳か。それと、理想とされる平均年齢、ほかの局とかみ合わせてどれくらいか。それと10年間ということが今出ましたけれど、どの程度の平均年齢で維持していきたいと思っていられるのか教えてください。

○消防局次長兼総務課長（堀ノ内剛君）

現在の消防局の平均年齢は39.7歳です。消防局は御存じのとおり階級制度を敷いておりますので、上から順番にありますけれども、そこを平均していくとやっぱり35歳から40歳くらいの間の平均年齢を確保していくことが大事かなと感じております。

○副委員長（松枝正浩君）

消防の現場も非常に大変だということもお聴きはしております。企画政策課長が言われました定員管理計画はいつ頃策定の予定なのかお示してください。

○企画部参事兼企画政策課長（永山正一郎君）

国の定年延長制度の概要が分かって、その運用が始まるのが確認されない限り、先ほど部長が申し上げましたとおり、今の考えでは3年に1回定年退職がない年があつて、これが段階的に65歳まで引き上げられるというような案なのですが、その定年も60歳になって定年を選べたり、時短を選べたり、あと普通に辞めてもいいよとか、様々なことが想定されておりますので、国の動きを注視しながら、その中で概要がある程度定まった時点で、管理計画を作りたいと考えているところです。

○委員（前川原正人君）

先ほど申し上げた人件費の部分で、私が充足率は高いに越したことはないわけですが、私が

言いたかったのは、市長部局のほうを減らして、消防局のほうにその分の人数を増員するというやり方ではなくて、要は先ほど言いましたように、経営の健全化計画もあるわけですが、交付税算入に人件費が入っているわけですから、市長部局を減らさないで消防局のほうの人数を増やすという議論はなかったのかということお聴きしたわけで、誤解のないようお願いしたいと思います。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、議案第87号の執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時17分」

「再開 午前11時20分」

△議案第86号 霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

△議案第111号 霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

△議案第112号 霧島市民広場及び霧島市お祭り広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（徳田修和君）

休憩前に、引き続き会議を開きます。次に、総務部関係の議案8件について審査します。まず、公の施設の使用料の一部改正関連の、議案第86号、第111号及び第112号について、審査を行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（新町 貴君）

それでは、まず、議案第86号、霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例、議案第111号、霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例及び議案第112号、霧島市民広場及び霧島市お祭り広場の設置及び管理に関する条例については、使用料の一部改正ということで、内容が関連していますので、一括して概要を説明いたします。使用料につきましては、「負担の公平性の確保」や「受益者負担の適正化」を図る観点から、霧島市経営健全化計画（第1次）等を踏まえ、平成21年12月に「使用料設定に関する基本的考え方」を取りまとめ、その考え方の下、原則として3年に1度見直しを行うこととしています。今回は、それに基づく4回目の見直しとなるもので、施設ごとにコストの再計算を行うとともに、消費税率の引上げ、市内外における類似施設等の料金との比較、施設の採算性と市民福祉のバランス等を総合的に勘案した上で、行政サービスとしての必要性に考慮しつつ、公平性を確保し、施設を継続して維持管理していくことを目的として、額の改定を行い、所要の改正を行おうとするものです。以上の条例の一部改正の詳細につきましては、引き続き、総務部参事兼総務課長及び隼人地域振興課長が説明しますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○総務部参事兼総務課長（本村成明君）

新旧対照表の40ページをご覧ください。議案第111号、霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正については、9時から12時の入場料を徴収しない場合の欄で説明しますと、それぞれ記載の使用料を1時間単価にしますと、改正前は2,270円、改正後は2,410円となります。増額の理由は、コスト再計算及び消費税率の改定によるものです。同時に、基本使用料の増額改定率を参考に冷房使用料及び暖房使用料も値上げを行っています。次に、議案第112号、霧島市民広場及び霧島市お祭り広場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、それぞれコスト再計算を行った結果、10円から40円の範囲で値上げを行うこととしたものです。

○隼人地域振興課長（有村和浩君）

続きまして、議案第86号、霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について説明いたします。新旧対照表の1ページをお開きください。議案第86号、霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、新川防災センターの1時間ごとの使用料につきまして、現行の待機室使用料200円を210円に、控室使用料150円を160円に、厨房使用料240円を250円に改めようとするものであります。

○委員長（徳田修和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

最初、財政課のほうから頂いた資料のほうで、これが総括的な説明になるのであろうと思いますが、全体的に見て本会議でも明らかになりましたけれども、1,300万円の影響額になるであろうということになってはいますが、大体、この中には指定管理に対するお金なんかに関係していくというのがあるのですけれども、その辺についてはどのような試算、影響額と見ていらっしゃるのでしょうか。

○総務部長（新町 貴君）

指定管理料には利用料金で取り扱っているものもございますので、利用料金でしているものが多いわけですが、通常払うときには、経費が幾ら掛かります、利用料金は幾らですということ、それを差し引いた額を基に出しているわけですが、仮にこの改定、業者のほうなどは消費税等も当然支払いをします、市は委託料にその消費税率を掛けたものを指定管理料として支払っております。全体的な計算についてはしてはおりませんが、使用料の今度の改定によって1,300万円ほどしますけれども、全体ですとそれ以上に支払っているものと考えています。

○委員（前川原正人君）

これは先ほど小倉課長がお見えになったときも質疑させていただいたのですが、確かに消費税法の第60条第6項の部分では、仕入額と納めた額を同じとみなすよと。それはチャラというか控除してなかったものというか、そういうのがあるのですけれども、それは総務省のほうでしっかり使用料については正しく添加しなさいという通達もあったと思うのです。それはそれとして、例えばその事情によって免除ができる部分、免除ができない部分、様々あると思うのですけれども、その辺の議論も相当深くやられたということでの今回の議案の提案という理解でよろしいですか。

○総務部長（新町 貴君）

今回、使用料を改定するに当たりましては、市の内部の会議で数回検討を重ねておりますので、その辺の議論もあったものというふうに理解しております。

○委員（前川原正人君）

それから総務課長のほうから、議案第111号の新旧対照表を用いて説明を頂いたわけですが、例えばこれなんかも消費税分と合わせて、10月1日からの2%値上げ、そしてそれを来年の4月に反映しますと。それと同時に経営健全化計画の中で言われている使用料の見直しという点も一緒に上程になっているという背景があるわけですが、幅がどうしても出てくると思うのです。先ほどおっしゃるように、最高25%まで幅が出てきているわけです。ですからそれは受益者負担の原則という点からいけば画一的なものではないと思うのです。ですからそこその施設の中での在り方、大体これぐらいの改定をしましょうかとか、ここはこんだけ抑えましょうかという一つの指針があったと思うのです。それについては画一的ではなかったと思うのですけれども、その辺の議論というのはどうだったのか、お知らせいただけますか。

○総務課長（本村成明君）

画一的というお話がございましたけれども、冒頭説明があったと思うのですけれども、この施設の使用料の見直しについては、私どもはコストの再計算という言葉を使っております。このコストの再計算というのは、それぞれの施設の大元を質せば建築費でありますとか、あるいは過去3年間

にその施設にどれだけ投資をしたか、修繕をしたかでありますとか、いろいろな要素を鑑みてコストの再計算については行っていますので、決して全て画一的な考え方でしたということではなくて、このコストの再計算というのはそれぞれの施設の実態に応じて実情を十分加味しているということを御理解いただきたいと考えています。

○委員（前川原正人君）

議会は議論の場ですので、平行線になるかもしれません。今おっしゃるように確かにコスト計算という点も考えなければいけないと思います。建設費用に対して幾らだったのかということも考えなければいけないと思います。それと同時に使用頻度なんかも考えなければいけないと思いますが、例えばそれをおっしゃるのであれば、施設ごとの原価償却率、そういうのも当然中に入っているという理解でよろしいですか。

○総務課長（本村成明君）

それぞれの減価償却についても、きちんと計算の中で反映されております。

○委員（山口仁美君）

この全体的な見直しというのがコストを再計算して財政健全化の目的のためにやっておられるということなのですが、今回御説明いただいた施設においては、この部分はどの程度今まで全体としてコストが掛かっていて、今回どのくらい改善するのでしょうか。全体的な幅がどのくらいあるのか、分かっているのか。

○総務課長（本村成明君）

この多目的ホールにどれぐらいのコストが掛かっていたかという数字はちょっと今手元にはないので、今回の使用料改定で想定している影響額といったものは計算しております、約6%の使用料アップになりますので、例えば、直近の決算の数字が300万円ぐらいの使用料の実績があるので、それからしますとその6%分が使用料としては収入増になるという想定はしているところです。

○委員（山口仁美君）

残りの施設についても影響額は出しているのでしょうか。どのくらいアップするか。

○総務課長（本村成明君）

総務課所管のもう一つの議案のほうでございますけれども、こちらは使用の頻度が非常に少のうございまして、年に1回ぐらいの使用実績のために、ここは想定はしていないところです。

○隼人地域振興課長（有村和浩君）

新川防災センターの影響額でございますが、平成30年度の使用料実績が2万6,350円ございました。それから各室10円ずつ値上げということですので、値上げに伴う影響額は2万8,000円ということで、1,650円の影響があるものと考えているところでございます。

○委員（前島広紀君）

議案第112号についてなのですが、新旧対照表の41ページのところで見ますと、お祭り広場のステージが1回につき1,770円とあるのですが、お祭り広場のステージというのはどこにありますか。

○総務課主幹（中村和仁君）

お祭り広場のステージといいますと、池を越えた階段があります。あの平らな部分と、向こう側のほうに階段があります。あの部分をお祭り広場のステージと呼んでおります。

○委員（前島広紀君）

そこを借りる人がいましたか。

○総務課主幹（中村和仁君）

先ほど課長からも説明ありましたとおり、昨年度は、お祭り広場のほうの使用はありませんでした。ただし市民広場のほうの使用は1回ありました。

○委員（前島広紀君）

市民広場とはどこですか。

○総務課主幹（中村和仁君）

庁舎の前の広場です。庁舎の前の広場を市民広場と呼んでおります。

○委員（前島広紀君）

すみませんでした。さらにお祭り広場の広場が100平米当たり1日につき540円というのですけれど、あそこは申し出借りることができる広場ですか。

○総務課主幹（中村和仁君）

申請書に基づいて申請していただければ利用できる形になっております。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。委員外議員からの発言ですが、委員の皆様はほかにありませんか。

○委員（前川原正人君）

今回の議案は総務課所管の部分ということで審査させていただいているわけですが、市の全体の施設という点で見たときに、企画部関係の審査のときに、例えば、条例の中でうたわれている減免の在り方、これはあくまでも申請主義ですので、行政のほうから減免をしたらどうですかということは言わないというのが原則なのです。申請主義ですから。そういう部分を、本来減免ができる団体、減免ができる行事等についても積極的に社会貢献をされている団体なんかには、総務課としても減免のそういう申請を大いにアピールして使っていただくということも、本来、行政サービスという点では必要になってくると思うのですが、今までもやられていると思いますけれど、もっと大いにアピールが必要ではないかなと思うのですが、その辺についてどうお考えなのかお聞きしておきます。

○総務部長（新町 貴君）

減免の場合の考え方については、積極的にアピールということはしておりませんが、市が主催で、後援とかそういうものについても、今市民の方も後援申請についても結構出されたりしておりますので、アピールするまでもなく市民の方はよく御存じであります。お祭り広場、市民広場についても、いろいろな団体の方が利用されておりますし、その場合には、市が主催、後援等いろいろな形はありますが、主にイベントで使われております。そういうときには積極的に市のそういう団体の方も後援申請というものも出されたりして、この両施設とも使用料はほとんど発生していないというのが実情になろうかと思えます。

○委員外議員（山田龍治君）

各施設の平成30年度の利用者数、それに伴う料金、どのくらいの収入があったのか、そして減免額、どれだけ減免をされたのか、それと影響額は、広場のほうの影響額がなかったですね。影響額までお示してください。

○総務課主幹（中村和仁君）

多目的ホールについて御説明いたします。多目的ホールについての使用料を支払っていただいた件数ですが、平成30年度決算で148件です。金額でいきますと303万830円となっております。減免額について、今の時点では把握しておりません。

○隼人地域振興課長（有村和浩君）

新川防災センターにつきまして説明いたします。新川防災センターの平成30年度の使用料につきましては、件数が23件で、使用料収入が2万6,350円ございました。減免による件数は55件で、減免額については把握していないところでございます。

○委員外議員（山田龍治君）

この減免額を把握していないというのは、文教のほうでは減免の金額を把握されていたので、後からお示しいただければと思います。

○総務部参事兼総務課長（本村成明君）

多目的ホールですが、使用料の徴収事務関係は総務課で行っているのですが、御存じのと

おり受付自体を公民館の窓口でしている関係もございまして、今の段階では手元に資料を持っていないところでした。必要ということであれば今からになりますけれども、社会教育課と少し連携をとらせていただいて資料としてお出ししたいというふうに思います。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

[△議案第88号 霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について](#)

[△議案第89号 霧島市職員の給与に関する条例等の一部改正について](#)

[△議案第135号 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について](#)

次に、給与及び報酬の一部改正に関する、議案第88号、第89号及び第135号について、審査を行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（新町 貴君）

次に、議案第88号、霧島市長等の給与等に関する条例、議案第89号、霧島市職員の給与に関する条例等及び議案第135号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について説明いたします。議案第88号、霧島市長等の給与等に関する条例及び議案第135号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、令和元年人事院勧告を受けて、国家公務員の期末手当の支給割合が引き上げられる国家公務員の改正給与法が成立したことから、国に準じて、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を変更するため、それぞれの条例について、所要の改正をしようとするものです。議案第89号、霧島市職員の給与に関する条例等の一部改正につきましても、人事院勧告や地方公共団体の改定措置等を考慮し、一般職員の給料月額や諸手当の改正を行うため、本条例について、所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、引き続き、総務部参事兼総務課長が説明しますので、よろしく審査いただきますようお願いいたします。

○総務部参事兼総務課長（本村成明君）

新旧対照表の2ページをご覧ください。議案第88号、霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正については、第1条関係で平成31年4月1日適用分を、第2条関係で令和2年4月1日適用分を定めています。内容は、本条例第2条第6項に規定している期末手当基礎額に乗じる率について、改正前は6月、12月とも100分の167.5でしたが、これを、改正後は12月のみ100分の172.5へ改めようとするものです。また、同項について令和2年4月1日からは、6月、12月ともに、100分の170に改めようとするものです。これは、国の特別職の期末手当0.05月分のアップに準じて、今年度は遡及対応し、来年度からは6月、12月それぞれに均等に0.025月分ずつ割り振ろうとするものです。なお、新旧対照表63ページの議案第135号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についても全く同様の趣旨ですので、後もっての説明は割愛します。新旧対照表3ページをご覧ください。議案第89号、霧島市職員の給与に関する条例等の一部改正については、人事院勧告による各種改正となります。まず、平成31年4月1日、遡及適用分は、大きく分けて勤勉手当の0.05月分アップと、別表でお示ししている再任用職員以外の職員の給料月額の改定がその内容です。高卒者に係る初任給を2,000円、大卒者に係る初任給を1,500円引き上げるなど、30歳代の職員が在籍する号俸を中心に、平均0.1%の改定をしています。7ページをご覧ください。次に、令和2年4月1日適用分は、住居手当の下限額、上限額の引上げと、勤勉手当上昇率分の均等配分がその内容です。住居手当の下限額は、第8条の3第1項第1号になりますが、1万2,000円から1万6,000円に引上げになります。また、8ページの第2項には具体的な手当の計算方法を規定しており、「イ」の規定を比較しますと、これまで1万6,000円＋1万1,000円で2万7,000円だった上限額は、1万7,000円＋1万1,000円で2万8,000円になります。本市ではこの対象者が住居手当支給者274人中46

人います。一方で、今回の改正で手当額が減額となる職員が220人いましたので、議案の9ページをご覧くださいますと、附則第3条で令和4年度までの3年間は、現在の手当額から1,000円を控除した額を支給する経過措置を設けました。

○委員長（徳田修和君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○副委員長（松枝正浩君）

職員の手当の分についてお聴きします。住宅手当の分が人事院勧告に基づいて県の勧告の部分で今回採用されたというふうに理解しているのですけれども、3年間で1年ごとの220人が影響を受けるということなのですけれども、どのぐらいの額が出てくるのか、そしてまたその緩和措置が外れ、当たり前になったときの影響額というのがどのぐらいあるのか、それぞれお示してください。

○総務課主幹（石神幸裕君）

住居手当の改定に伴います影響額なのですけれども、令和元年の9月時点で住居手当支給者が274人おります。それで増額が46名。一人当たりの月3万7,500円の増。これは46人の全ての増ということです。減額は220人でありまして、これらのひと月当たりが41万1,600円の減になります。それと増減なしが8人おります。年間でいいますと448万9,200円の減額になります。これは経過措置がない場合でございます。なお経過措置の3年間の影響額は721万800円になります。経過措置がない場合は、本来3年間で1,346万7,600円の減となりますが、3年間の経過措置で625万6,800円の減のみとなります。

○副委員長（松枝正浩君）

総務副大臣の通知で地域に実情に応じてというようなこともありまして、この人事院勧告の部分を採用していないところもあると聞いております。確か曾於市さんがされていないというようなことで聞いているのですけれども、今回、県の人事院勧告のものを採用するに当たっての、地域の実情に応じたという通知の部分をごどのように考えられて今回の提案に至ったのかを示してください。

○総務部参事兼総務課長（本村成明君）

まず地域の実情に応じた部分にお答えする前に、人事院勧告の基本的な考え方とところで、私どもは組合のほうとも話をする中では、あくまでも人事院勧告というのはパッケージですよということをお申し上げてまいりました。当然、住居手当の分は今お聴きになったとおり、減額になる職員が非常に多くなる部分もあるわけなのですけれども、それ以外にも口述のほうで申し上げました平均給与のアップでありますとか、勤勉手当分の0.05月の増でありますとか、そういうことも含めたパッケージの仕組みでありますよということはお申し上げてきたところです。地域の実情の部分ですけれども、そういうことが副大臣通知も出ておりましたので、鹿児島県がそういう3年間の経過措置を設けたというところで、県のほうが十分にその辺の鹿児島県の地域の実情を組んだのであろうということで、それに準じるということで私どもとしましてはそういう地域の実情は十分に酌み取ったというふうに考えているところです。

○副委員長（松枝正浩君）

ちょっと細かくは存じ上げていないのですが、曾於市のほうでは手当の部分は据え置かれたような話も聞いているのですけれども、これは今おっしゃられたパッケージということであれば、他の給与の部分というものについても上げられていないのかなと思うのですが、その辺の状況がもし分かれば教えてください。

○総務課長（本村成明君）

確かに委員がおっしゃるとおり曾於市は今のところ未定となっております。ただ県が集約して全ての自治体の分を手元に持っておりますけれども、県に準じるところもありますけれども、ほとんどの市町村は人事院勧告に準じたような形となっているところです。

○委員（前川原正人君）

先ほど課長の口述で新旧対照表の2ページで説明があったわけなのですけれども、今回は第1条で平成

31年4月1日適用分、第2条関係で令和2年4月1日適用分と分けていらっしゃるわけですが、それぞれの影響額分というのは、先ほど住居手当の部分については回答いただいたわけですが、改正前6月、12月とも100分の167.5を、改正後は12月の100分の172.5ということにすることでありまして、ここの影響額というか支払額といったほうがいいと思いますけれど、その辺はどういうふうに金額的には変化をするのかお聞きしておきたいと思います。

○総務課長（本村成明君）

説明が足りなかったかもしれませんので、もう一回申し上げますけれども、2ページのこの部分につきましては、議員の手当ての上昇についても全く同じことが言えるのですが、今回の0.05月分のアップについて、今年度はこれを6月に遡ろうとしても間に合いませんので、0.05月分を12月のほうで調整しました。それで来年度からは、その0.05月分を6月と12月に。0.025と申し上げましたのは0.05を半分ずつ割り振るということですので、そのような関係で条例の施行日を平成31年4月1日に適用する分とそれからでは令和2年4月1日から適用する分というふうに分けているだけのことですので、余り金額のほうは。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

△議案第165号 請負契約の締結について

△議案第166号 請負契約の締結について

次に、議案第165号及び第166号、請負契約の締結について、審査を行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（新町 貴君）

次に、議案第165号及び議案第166号の請負契約の締結については、内容が関連していますので、一括してそれらの概要を説明いたします。牧園総合支所庁舎につきましては、本庁への職員集約等により空きスペースが生じている問題に加え、高台に立地し、交通手段のない来庁者にとっては利便性が悪いという状況もあり、これまで地域審議会や牧園地区自治公民館連絡協議会及び霧島市老人クラブ連合会牧園支部から移転についての意見や要望をいただいているところです。また、平成27年3月に策定した「霧島市公共施設管理計画」において、牧園総合支所については、「機能集約の方向性と市民の利便性等の観点から総合支所の移転の可能性も含めて総合的な検討を行う」としたところであり、これらを踏まえ、新たな牧園総合支所庁舎につきましては、老朽化が進む現在の牧園老人福祉センターの敷地に行政庁舎、老人福祉センターとしての機能等を併せ持つ複合施設として移転するという方針を決定したものです。今定例会に提案しています、これら2件の議案につきましては、牧園総合支所新庁舎建設関連工事について、それぞれ仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものです。詳細につきましては、引き続き、総務部参事兼総務課長が説明しますので、よろしく審査いただきますようお願いいたします。

○総務部参事兼総務課長（本村成明君）

議案の191ページをご覧ください。議案第165号、166号はともに牧園総合支所新庁舎建築工事に伴います請負契約議案になります。工事場所と契約の方法は共通であり、場所が霧島市牧園町宿窪田地内、契約方法は総合評価方式による一般競争入札です。1工区は契約金額が2億4,530万円、契約の相手方が鎌田建設株式会社、192ページをご覧ください、工期は両工区とも令和3年2月26日までであります。1工区は行政棟であり、部屋の内訳は執務室、休憩室、更衣室、多目的便所などです。入札結果につきましては、鎌田建設株式会社が入札価格2億2,300万円、技術評価点107.4点、評価値48.1614点で落札しました。194ページをご覧ください。2工区は契約金額が1億9,030万円、契約

の相手方が南建設株式会社、195ページをご覧いただき、工事概要は、福祉棟、附属棟の建築工事一式、部屋等の内訳は社会福祉協議会事務所、会議室、公用車庫、備蓄倉庫、東屋などです。入札結果につきましては、南建設株式会社が入札価格1億7,300万円、技術評価点105.6点、評価値61.0405点で落札しました。以上で説明を終わります。

○委員長（徳田修和君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。執行部の入れ替えの関係もありますので、このまま続けます。質疑はありませんか。

○委員（前島広紀君）

それぞれ1工区、2工区の落札率はどのぐらいですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

1工区のほうが99.98%です。2工区のほうが96.57%となっております。

○委員（前川原正人君）

今回の契約案件ということで、1工区、2工区それぞれ応札していただいて、落札金額が明らかになって、総合評価方式ということで進んできたわけですが、これは議決をすると、今の段階では仮契約段階ということになっていきますけれども、大体工期をどれぐらいに予定していらっしゃるのでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

令和3年2月26日を予定しております。

○委員（前川原正人君）

失礼しました。見方が足りませんでした。もう一点はそれぞれそうですけれども、前市長の時から計画があって、全体で設計変更したりとかでやった経緯があるわけですが、7億2,400万円、全体で9億1,000万円が最初の契約で、その後変更したりとかいうことでありましたけれども、問題は今ある庁舎をどうするのかということが大きな問題だと思うのです。ですから旧牧園町が造ったという経過もあるわけですが、まだあと25~26年使えるような庁舎をそのまま持ちながら、また新たに庁舎を造るということで、市長が御決定になったという背景もあるわけですが、今ある庁舎をどう活用するのかということが大きな一番の問題だと思います。だから壊せということではないですが、今ある施設を大いに活用することも議論の中にも入ってきているとは思いますが、その辺の議論についてはどうなのか。どういう議論をされてきたのかということをお聴きしておきます。

○総務部長（新町 貴君）

これまでの本会議の中でもこの質問はあったかと思いますが、地域の御意見も伺っております。地域審議会や地域の自公連の方々にもお話を聴いたりこれまでもしてきましたし、サウンディング型調査等もそういうものも考えていきたいということにしておりますので、まだ現在のところは進展はないところです。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、1工区、2工区、先ほど前島委員から出たわけですが、落札率が1工区で99.98%と。2工区のほうは96.57%。これは行政のほうでどうこういえる話ではないのですが、総合評価方式というのが、普通であれば落札方式で粗悪品を排除する、そしてより良い品物を使っただけで建設をしていくというのが、旧1市6町のスタンスだったわけですが、この総合評価方式による利点、様々あると思いますけれども、一番特徴的な利点という点でいけば、どういうことが考えられるのか、お示しいただけますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

総合評価方式を現在、1億円以上の工事については、土木も建築も行っているところです。現在は価格の低い企業、業者のみと契約するのではなくて、企業の施工能力ということと、配置技術者の能力、もう一つは企業の地域貢献度、そういうところを評価して、総合的に金額の高い低いだ

けではなくて、そういう企業の本当の技術力、能力、技術者の能力、そして、最近言われます地域への貢献度というところを勘案して、総合的に判断しようというところで採用しております。

○副委員長（松枝正浩君）

先ほどの前川原委員の質疑に関連して、今の口述書でいくと、令和3年2月26日という工期で、恐らく令和4年度から新しい庁舎での仕事が始まると思うのですが、現庁舎の活用の方向性について、令和4年に新しい業務が始まると同時に、令和3年度までに現庁舎の活用方法を見つけていくというような方向性でよろしいでしょうか。

○総務部長（新町 貴君）

できれば早いうちにそういう方向性が決まればいいわけですが、まだ現時点ではいつまでに決めるということにはなっていないところであります。

○委員（木野田誠君）

関連で、自公連とか牧園の老人クラブからはどういう意見が今のところ出ているのか、教えてください。

○総務課主幹（中村和仁君）

市のほうとしては、地元説明会を平成29年1月20日に自公連のほうに当初計画に基づく平面図に基づいた説明を行っております。その後、国の通所型介護予防事業が終了したことで福祉施設関係の機能訓練室及び温泉施設が不要となったことで、規模を縮小する方向になったことについて、平成30年7月に牧園地区の6自治公民館長へ説明をして、納得を得ているところであります。

○総務課長（本村成明君）

新庁舎の建設については今答弁したとおりでございます。現施設の活用策につきましては、先ほど部長からもございましたとおり、まだ今のところなかなか進展していない状況でございますが、ただ霧島市の公共施設管理計画の施設の活用策の考え方の基本として、木野田委員からございましたような地元の声を聴くということが大前提にございますので、庁内でいろいろな検討を重ねる中で、当然地元の方々の自治公民館長会でありますとか老人クラブでありますとか、そういったようなお声を伺いながら検討を進めていくということになるかと思っております。

○委員（前川原正人君）

苦言になると思うのですが、普通だったら造ってからというか、造る前に今ある施設をどうしましょうかというのが議論の最初なのですよ。ところが今回は、市長部局としては市長がやりたいと言えば逆らえないというのは分かります。ただ問題は、今あるやつをどうしようかということが分からないままで、このまま進んでいって本当にいいんだろうかという気がするのですよ。未来永劫、今の市長がずっと市長をやるのであったらまだそれは分かります。来年度になれば退職者も出て、新旧交代が始まっていくわけですが、やはりボタンの掛け始めがちょっと違うような気がするのです。ですから、出てきた議案に対して我々は審査し、賛成か反対か迫られるわけですが、以前から指摘しているように、本来であれば今ある施設をどうするのか、そして壊すなら壊すとか、活用するなら活用するとか、いろいろな手法があると思うのです。それがある程度を分かってから新しい庁舎を造るというのが普通の在り方だと思うのです。ですから早急に結論が出るのかどうかというのは私たちには分かりませんが、そういう議論というのは今もやっていらっしゃる最中という理解でよろしいですか。

○総務部長（新町 貴君）

前川原委員がおっしゃったことはもっともなことだと思います。今、公共施設管理計画の関係で今年度が造ってからの最初の見直しの時期になっておりまして、今年度も各地区回って説明会等も行っております。そういうときに牧園地区のほうでも説明は致しましたし、これは公共施設の全体の計画部分ではありますけれども、そういう中で御意見等があったとすれば、ちょっと中身までは把握しておりませんが、そういうときにお伺いできたものというふうに思っております。内部での協議のほうもなかなか進展していないというのもありますけれども、地道ではあります

ういうことの協議は進めてはいるところであります。

○委員外議員（山田龍治君）

以前私が総務環境常任委員会にいたときに、この前の建物の設計図に関してはお示しいただきましたけれども、今回の建物の設計図に関して、これだけで終わるのではなくて、詳細の立体の図やらを含めた設計図をお示しいただきませんか。中身についてどういう部屋ができるのか、どういった施設になるのかという詳細を見たいので、できればこの資料を配付していただくと有り難いです。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

もう入札も終わっていますので配付します。

○委員（山口仁美君）

一つだけ確認なのですけれども、今、ポケットパークを右下に入れていただいている、以前入っていないで地元から請願等も出た経緯もあって、入れていただいて大変有り難いと思うところなのですが、ここは整備していただくに当たって業者さんのほうとこのパークに置く遊具であったりなどに関して、子供の意見や保護者の意見を聴く機会というは設けていただくことは可能なのでしょうか。

○建築住宅課主幹（末永明弘君）

入札時に仮というか、コンビネーション遊具を一つ設置する予定にはしているのですけれども、その金額に沿った形での同等品という形での内容変更等は可能と考えています。

○委員（山口仁美君）

前もお話したことがあったかなと思うのですけれど、児童公園のくまの公園を造ったときにも同じようにして業者さんも入って、地元のお母さんたちに声を掛けて、実際具体的にどんな遊具がいいかというのを予算の範囲でいっしょに考えた経緯がありまして、今も大変よく使ってもらっています。子供たちもすごく親しみのある公園でよく使っているということがあるので、ぜひ機会をきちんとつくってやっていただけるといいかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

現在、入札で仕様を示していますので、金額の範囲内であれば、そういうのは可能かと考えております。

○委員（愛甲信雄君）

牧園総合支所のほうにお尋ねしますが、一年を通じて一番住民の方が困っていることとか、あそこに行くまで。例えば、私も1回は見たのですが、去年か一昨年か、凍ってバスが上がっていかないとかがありますが、実際、建物の中の具合とか、暑いとき非常に中が蒸すとか、いろいろございしますが、それに対して、1年間いて自分で感じていることをお示してください。

○委員長（徳田修和君）

休憩します。

「休憩 午後 0時14分」

「再開 午後 0時15分」

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（愛甲信雄君）

来場者の意見とかがあればお示してください。

○牧園総合支所長兼地域振興課長（阿久井洋一君）

今御質問のあった件なのですけれども、市民につきましては、送迎という形で軽自動車を送り迎えをしているということで、連絡をもらえればそういうことをしております。空調関係のちょっと調子が悪くて、部外の会があるときに、夏の暑いとかそういった部分もございましたけれども、そういったところはちょっと我慢してもらって利用していただいているということです。あと年に1

回2回、道路が凍りまして車が登れないというのもありますけれども、それが通常的にずっとかといえますと、そのときの朝だけということですので、利便性についてはそこまで問題はないのかなと理解しております。

○委員（前川原正人君）

今年の当初予算の中で、外構工事の庁舎建築工事で、予算として3,948万2,000円が予算計上されたのです。その後入札をやって幾らで落札をしたのかということを確認させていただきたい。そして、もう1点は、1工区2工区合計で4億3,560万円の金額になるわけですけれども、当初の計画から見たときに、変更もあつたりとかで金額の変遷変更も当然右ならえをしていくわけですけれども、どのように変化してきたのかお示しいただけますか。

○総務課主幹（中村和仁君）

外構工事につきましては、1,124万3,000円となっております。

○総務部参事兼総務課長（本村成明君）

まだ設備関係の入札がこれから近々に行われますけれども、その前の金額は反映していない段階で工事管理費等の入札もこれからですので、現時点の総事業費と言いますか金額を積算しておりますので、概数ということでお答えしたいと思います。先ほど前川原委員のほうから9億1,000万円といった数字も出たところでもございましたけれども、現段階では約8億5,000万円。落札残が当然見込まれますので、これよりも低くなると思いますけれども、職員駐車場でありますとかこれまでの解体、造成かれこれ全て積み上げますと、約8億5,000万円という数字を見込んでおります。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

以上で、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時20分」

「再開 午後 1時20分」

△議案第94号 霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

△議案第95号 霧島市営プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

△議案第96号 霧島市国分児童体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

△議案第97号 霧島市牧園B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

△議案第98号 霧島市牧園町地区運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

△議案第100号 霧島市福山町地区体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、市民環境部関係の議案20件について審査します。まず、施設の使用料関連の議案第94号から議案第98号、議案第100号、議案第105号、議案第113号、議案第114号、議案第134号、議案第142号、以上11件について審査を行います。まず、議案番号順に6件について、執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（橋口洋平君）

今定例会に提案いたしました、議案第94号から議案第98号、議案第100号、議案第105号、議案第113号、議案第114号、議案第134号、議案第142号の使用料の改定について御説明いたします。はじめに、使用料につきましては、負担の公平性の確保や受益者負担の適正化を図る観点から、原則として3年に1度見直しを行っており、施設ごとのコストの再計算や消費税率の引上げ等を総合的に勘案した上で、施設を継続して維持管理していくことを目的として、所要の改正を行おうとするものです。市民環境部の所管する施設の中で、今回の使用料改定におきまして上昇率が最も高いのは、

霧島弓道場です。弓道場を文化的催し物に利用し、かつ、入場料を徴収した場合の使用料を310円から420円とし、上昇率は約35%です。上昇率が最も低かったのは、溝辺運動公園の野外ステージで、営利目的外の場合は1,030円を1,050円に、営利目的の場合は2,060円を2,100円とします。いずれも上昇率は約2%です。また、使用料が最も上がったのは、隼人庭球場をアマチュア以外の方が利用し、かつ、入場料を徴収した場合で、9,000円から10,800円とし、1,800円値上がりとなります。最も少なかったのは、国分総合プールや隼人温水プール、隼人健康温水プール、横川温水プールの児童生徒や高齢者の個人利用をはじめ、その他、多くの施設の利用区分において10円の値上がりとします。詳細につきまして、スポーツ・文化振興課長が説明しますので、よろしくご審査賜われますようお願い申し上げます。

○スポーツ・文化振興課長（浮邊文弘君）

それでは、今定例会に提案いたしました使用料の改定に関する議案11件につきまして、御説明いたします。議案第94号から議案第100号までの6議案と、議案第105号から議案第142号までの5議案に分けて御説明いたします。それでは、議案第94号から順次御説明いたします。新旧対照表の21ページをご覧ください。議案第94号、霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、国分体育館、横川体育館、牧園アリーナ、隼人体育館、溝辺体育館、福山体育館、新旧対象表は24ページに移り、溝辺運動場、牧園みやまの森運動場、霧島運動場、横川運動場、隼人運動場、牧之原運動場、福山運動場の使用料をそれぞれ改定しようとするものです。さらに、新旧対照表の25ページから29ページにかけて、庭球場、国分武道館と隼人武道場、国分弓道場、溝辺弓道場、霧島弓道場、隼人弓道場、溝辺グラウンドゴルフ場、溝辺野外ステージ、牧園ゲートボール場の使用料をそれぞれ改定しようとするものです。次に、新旧対照表の30ページをご覧ください。議案第95号、霧島市営プールの設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、国分総合プール、横川温水プール、隼人温水プール、隼人健康温水プールの使用料をそれぞれ改定しようとするものです。次に、新旧対照表の31ページをご覧ください。議案第96号は、霧島市国分児童体育館の使用料を改定しようとするものです。次に、新旧対照表の32ページをご覧ください。議案第97号は、霧島市牧園町B&G海洋センターの体育館及びプールの使用料を改定しようとするものです。次に、新旧対照表の33ページをご覧ください。議案第98号は、霧島市牧園町地区運動場の使用料を改定しようとするものです。次に、新旧対照表の34ページをご覧ください。議案第100号は、霧島市福山町地区体育館の使用料を改定しようとするものです。以上で、議案第94号から議案第100号までの6議案について説明を終わります。

○委員長（徳田修和君）

ただいま使用料改正に関する議案6件について、執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。議事の都合上、議案3件ずつ、質疑を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

まず、議案第94号、95号、96号の3件について、質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第94号、霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正の部分でお聞きしておきたいと思いますが、これは全体で見ると9.1%から20%の値上げになるわけですけれども、今回の第94号、第95号、第96号、この三つを一つずつでいいのですけれども、これまでの決算で見た場合の使用人数、そして、今回の改定に伴う影響額は幾らほどなのかということをお示していただければと思います。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

それでは個別に影響額を申し上げたいと思います。まず、国分運動公園は体育館と武道館、弓道場で合わせまして27万4,935円。それから横川運動公園、横川体育館と横川運動場、横川庭球場――

○委員長（徳田修和君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 1時30分」

「再開 午後 1時31分」

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き再開します。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

国分運動公園から順次申し上げます。利用者数、それから改定後の金額、そして影響額の順で申し上げます。国分運動公園です。国分体育館、武道館、弓道場を合わせまして利用者が10万5,453人、利用料金の収入が317万6,520円、改定後の見込みが345万1,455円、影響額としまして27万4,935円。横川運動公園、横川体育館、横川運動場、横川庭球場を合わせまして、利用者数が3万4,781人、利用料金の収入が92万6,070円、改定後の見込額が102万8,100円、影響額が10万2,030円。それから牧園みやまの森運動公園でございます。牧園アリーナと牧園みやまの森運動場、ゲートボール場の合計でございます。利用者数が4万4,850人、収入が165万3,155円、改定後の見込みが180万7,631円、影響額が15万4,476円。続きまして隼人運動施設です。こちらは隼人体育館、隼人運動場、隼人武道場、隼人弓道場の合計になります。利用者数が12万7,141人、利用料金の収入が432万8,710円、改定後の見込額が483万8,002円、影響額が50万9,292円。次に、隼人松永運動施設の隼人庭球場でございます。利用者数が1万3,815人、利用料金の収入が122万9,710円、改定後の見込額が147万5,652円、影響額が24万5,942円。溝辺の上床公園の数字を申し上げます。溝辺体育館、溝辺運動場、溝辺グラウンドゴルフ場、溝辺野外ステージ、溝辺庭球場、溝辺弓道場、以上の施設の合計でございます。利用者数が5万3,887人、利用料金収入が187万5,226円、改定後の見込額が221万3,907円、影響額が23万8,681円。以上が、議案第94号、霧島市営体育施設の影響額でございます。続きまして、議案第95号、霧島市営プールの影響額を申し上げます。国分総合プール、利用者数が6万531人、利用料金の収入が1,117万4,255円、改定後の見込額が1,141万2,528円、影響額が23万8,273円。続きまして、横川運動公園の横川温水プールです。利用者数が2万3,818人、利用料金収入が300万4,780円、改定後の見込額が319万8,637円、影響額が19万3,857円。隼人松永運動施設でございます。隼人温水プールと隼人健康温水プールの二つの施設がございます。利用者数の合計が2万8,215人、利用料金収入が433万9,510円、改定後の見込額が461万9,478円、影響額が27万9,968円でございます。最後に、議案第96号、霧島市国分児童体育館の影響額を申し上げます。利用者数が1万5,618人、利用料金の収入が51万3,840円、改定後の見込額が56万553円、影響額が4万6,713円、以上でございます。

○委員（前川原正人君）

この中での減免数は幾らぐらいですか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

先ほどの第94号、第95号の中で漏れている分がございましたので、追加で説明を致します。福山地区の運動公園でございます。福山体育館、牧之原運動場がございます。利用者数が合計で1万6,464人、利用料金の収入が48万8,810円、改定後の見込額が54万7,304円、影響額が5万8,494円でございます。このほか、霧島運動場の分が漏れていますので、先にそちらのほうの影響額を霧島総合支所のほうから説明いたします。

○霧島総合支所地域振興課主幹（鎌田順一君）

霧島運動場と霧島の弓道場です。利用者数が5,495人、収入が10万4,170円、改定後の見込みが11万5,510円、増額分が1万1,340円となります。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

減免の多い人数と金額を申し上げます。まず、国分運動公園です。国分体育館、国分武道館、国分弓道場、合わせまして2万936人、減免額が36万9,610円でございます。

〔「あとで資料を」という声あり〕

○委員長（徳田修和君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 1時40分」

「再開 午後 1時41分」

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き再開します。後ほど資料をお願いします。

○委員（前川原正人君）

今回の施設の使用料の値上げというのは、先ほども、総務部長以下、これまでの中で議論をした経緯があるわけです。消費税の増税分と、3年に1回の見直しということが重なって、こういう形態になっていたわけですが、今回のこの第94号から第96号までは、所管である部課から、これぐらいがいいですよというような提言的なものがあったのですか。それとも総務部のほうから直接、料金形態については、こういうふうに検討して、そしてその指示の下で、課で議論し、設定したのか。どちらの手順でやったのか。画一的にはやられていないと思うのですが、その辺のプロセスはどうだったのかお聞きします。

○市民環境部長（橋口洋平君）

基本的には、市の基本方針ということで、使用料の設定に関する基本的な考え方に基づいて各施設に係るコストの再計算を行った上で、市内外にある民間及び公共の類似施設の料金、施設の採算、市民福祉のバランス等を勘案し、使用料の見直しを行ったところでございます。

○委員（前川原正人君）

市全体の問題で総務部が全てを網羅してやられているというのは分かります。ただ、私が言いたいのは、所管の課としては、先ほどの上昇率で見ると、上限が35%上がっているわけです。もう少し抑えることはできないかとか、平準化といいますか、コスト計算等も、それぞれ施設ごとに違うということも分かります。だから、課からも総務部のほうへの提言と言えはおかしいですが、なんらかの打診的なものがあったのかということなのです。

○スポーツ・文化振興課長（浮邊文弘君）

先ほど部長が申し上げたとおりままで、課としては、そういったことはしておりません。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

次に、議案第97号から第100号までの3件について、質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

まず、議案第97号については、大体9%の値上げになっているのですよね。これは、牧園のB&Gなのですが、ここの部分はB&G財団が補助金を出した。そして、その上で全体の総意があって、B&Gをつくっていくという、そういう一つのプロセスがあるわけです。そういうB&Gの思いがあって、牧園に造られたという経緯があるわけですが、そういうところの議論というのはなかったわけですか。

○スポーツ・文化振興課長（浮邊文弘君）

このB&Gにつきましても、そういった議論をしていません。

○副委員長（松枝正浩君）

今の関連で、新旧対照表32ページ、プールの部分で、B&Gクラブ会員、牧園海洋クラブ員とあるので、それぞれが何名ずついらっしゃるのかお示してください。

○牧園総合支所地域振興課主幹（山口清行君）

B&Gクラブ会員、牧園海洋クラブ員について、手元に資料がありませんので、後ほど報告いたします。〔46ページに答弁あり〕

○委員（前川原正人君）

先ほどの総務部長の見解では、周知期間を設けるということでおっしゃったのですね。ですから

当然、貼り紙をするなり、公示をするなり、公示といっても役所若しくは総合支所の掲示板に貼り出して、はい終わりということになるのか。それとも施設ごとに、そういう周知という方法と取られるつもりなのか、どういう方法によって周知をしようと考えていらっしゃるのでしょうか。

○市民環境部長（橋口洋平君）

今度、御提案している施設につきましては、周知期間に、その施設ごとに料金改定についてのお知らせをするように考えております。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 1時50分」

「再 開 午後 1時51分」

△議案第105号 霧島市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

△議案第113号 霧島市溝辺多目的交流施設上床どーむの設置及び管理に関する条例の一部改正について

△議案第114号 霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

△議案第134号 霧島市福山プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

△議案第142号 霧島市春山緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第105号、第113号、第114号、第134号及び第142号、以上5件について、審査を行います。執行部の説明を求めます。

○スポーツ・文化振興課長（浮邊文弘君）

それでは、議案第105号から議案第142号までの5議案について御説明いたします。新旧対照表の37ページをご覧ください。議案第105号、霧島市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、市民会館のホールやロビー、楽屋の使用料を改定しようとするものです。次に、新旧対照表の41ページをご覧ください。議案第113号は、霧島市溝辺多目的交流施設上床どーむ、新旧対照表の42ページ、議案第114号は、霧島市福山中央地区多目的研修施設の使用料をそれぞれ改定しようとするものです。次に、新旧対照表の63ページをご覧ください。議案第134号は、霧島市福山プールの使用料を改定しようとするものです。次に、新旧対照表の68ページをご覧ください。議案第142号は、霧島市春山緑地公園の使用料を改定しようとするものです。以上で、議案第105号から議案第142号までの5議案について説明を終わります。

○委員長（徳田修和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。まず、議案第105号、第113号、第114号の3件について、質疑はありませんか。

○委員（前島広紀君）

議案第113号について、新旧対照表の42ページ、ゲートボールコート一般が160円から200円に、それは分かるのですが、児童生徒が90円から100円にということですが、ゲートボールコートを児童生徒が利用した実績というのがありますか。

○溝辺総合支所長（齋藤 修君）

上床どーむの児童生徒の実績ですけれども、数字を持ち合わせておりませんので、後ほど答弁させていただきます。【36ページに答弁あり】

○委員（前川原正人君）

今のゲートボール場、新旧対照表の42ページ、議案第113号、霧島市溝辺多目的交流施設上床どーむの設置及び管理に関する条例の部分でのゲートボールコートが、1時間当たりが160円から200円ということで、プラス25%の値上げになっているのですけれども、なぜ、このように25%となったのか。ほかの所は2%であったり、9%であったり、それなりの理由があるとは思いますが、この25%というのは、1時間当りですので、結構な金額になるのですよね。そういう視点で考えていきますと、上がる率が大変大きいわけで、ゲートボールとなると、特に高齢者の皆さん方が楽しめるという側面を持っているわけですが、25%になったという経緯、客観的理由は何なのか、お聴きしておきます。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齋藤 修君）

ゲートボールのコートのほうが、率にしまして25%ほど値上げになっております。上床どーむの使用料の基本となる、下のほうにありますテニスコートの使用料を20%値上げをしたために、ゲートボールコートの使用料がテニスコートの使用料に比べて少額であったこともあり、テニスコートの引上げ率を乗じまして、20%を乗じまして、10円未満を切り上げた結果、25%の引上げになりました。

○委員（前川原正人君）

これは共通して言えることなのですが、だいたい10円未満は切り下げるのですよ、普通は、普通はですね。これは総務部の方がそういう指示を出してきて、そういうふうにせざるを得ないというのはあるのですけれども、本来であれば切り下げるのが妥当なのですが、切り上げとなると、やはり負担を求めていくことになるわけで、やはり各施設ごとで全部を網羅できないかもしれないけれども、例えば、支所なり、所管課なりから、総務部に対してやっぱりこういうふうにするべきではないのかという、そういう提言とか、そういうことはもう無かったわけですか。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齋藤 修君）

今、委員がおっしゃいました、総務部のほうに対しての提言はいたしておりません。同じような施設、福山のまきばドームについても同じような引上げ率となっていることから、これも10円未満を切り上げた結果、同じような金額の引上げ率になっております。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

○委員長（徳田修和君）

次に、議案第134号及び第142号について、質疑はありませんか。

○委員（山内仁美君）

議案第134号について、専用使用の実績というのは、昨年度どのくらいだったのでしょうか。

○福山総合支所長（川東 輝昭君）

福山プールの全面使用ということでの専用なのですけれども、ここは福山小学校を使っておりますので、ほとんどがその全面使用ということになるかと思えます。

○委員（前川原正人君）

第134号の議案の中で、第134号ですけれども、9%から16.5%値上がっているのですよね、その率でいくと、だからそれはベース値段が違いますので、まあまあ先ほど齋藤支所長もおっしゃったように、10円未満を切り上げたりとか、さまざまな要因があってこういうような料金形態になったわけですが、ここの料金形態についての、福山小学校が授業で使われたりとか、そういうのは当然減免の対象になるというふうな理解でよろしいでしょうか。

○福山総合支所長（川東 輝昭君）

現在、プールを使用されている部分につきましては、ほとんどの小学校が全面使っていると思いますので、一般の市民の方の利用という部分は、そこまでは現状は無い部分でございます。小学

生の授業については、無料になります。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時 4分」

「再開 午後 2時 5分」

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齋藤 修君）

先ほどの前島委員の御質問にお答えいたします。上床どーむのゲートボールの児童生徒の利用者が幾らあったのかという御質問であったかと思うのですが、ゲートボールとテニスコートを合わせて、児童生徒の利用が5,313人でした。ただ、ゲートボールだけの利用者の数字をここに持ってきておりませんが、テニスコートの利用者がほとんどで、児童生徒のゲートボールの利用は僅かな数字であるということでございます。

△議案第146号 指定管理者の指定について（霧島市国分斎場）

○委員長（徳田修和君）

次に、指定管理者の指定に関する議案について、審査を行います。まず、国分斎場に関する、議案第146号、指定管理者の指定についてから順次、審査を行います。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（橋口洋平君）

今定例会に提案いたしました、議案第146号、議案第154号から議案第160号及び議案第162号の指定管理者の指定について御説明いたします。本案は、各指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものです。今回の指定管理者の選定に当たりましては、本年6月4日から7月19日までの間、及び本年8月26日から9月6日までの間、指定管理者を公募し、応募のあった団体について霧島市指定管理候補者選定委員会で審査しました。その報告内容を総合的に判断し、令和2年4月1日から令和7年3月31日まで5年間、指定管理者を指定しようとするものです。議案第154号から議案第160号及び議案第162号の8件は、重複する部分が多数ありますことから、重複する部分の資料と議案説明につきましては、議案第154号のみとし、議案第155号から議案第160号、及び議案第162号につきましては、省略させていただきたいと存じます。詳細につきましては、各担当課長が説明しますので、よろしくご審査いただきますようお願い申し上げます。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

議案第146号、指定管理者の指定についてです。現在、(株)フクシマを指定管理者としている霧島市国分斎場について、令和2年3月31日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、(株)フクシマ、きりしま斎苑管理グループ（(株)文化コーポレーション、イージス・グループ有限責任事業組合）代表（株）文化コーポレーションの計2団体から応募がありました。本年8月に、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査して頂き、(株)フクシマを指定管理候補者として適当であるとの審査報告が市長へなされました。これに基づき本年9月に指定管理候補者として選定した(株)フクシマに、令和2年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。以下、お手元に配付している資料に基づき説明いたします。まず、資料1募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。3ページの募集要項の4をご覧ください。指定管理者が行う業務として、（1）火葬等に関する業務（2）斎場の維持管理に関する業務（3）斎場の使用許可、使用許可の変更及び取消し等に関する業務（4）斎場の使用料の収受に関する業務（5）前各号に掲げるもののほか、市長が

必要と認める業務（6）その他、別紙管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に、同じく3ページの募集要項の6の管理に要する経費について、斎場の管理に要する経費は、市から支払う委託料によって賄うこととしており、このうち、指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額とします。なお、市からの委託料については、今回の一般会計補正予算第7号に債務負担行為を計上していますが、その具体額は年度協定により定め、管理経費としてお支払いします。次に4ページの募集要項8の参加資格について、「②平成31年4月1日現在で、鹿児島県内に事業所を有する法人、その他の団体」としています。これは、霧島市に参加資格を限定すると、企業間の競争が制限され、質の高い応募者の申請が阻害される恐れがあることから、市内企業の振興という視点もありますが、指定管理者制度の本来の目的である「市民サービスの向上」と「経費節減」を重視し、参加資格を「鹿児島県内」の法人その他の団体としているところです。次に6ページ募集要項の14の選定方法については、指定管理候補者選定委員会において、各委員が7ページの（2）「審査基準と配点」に沿って審査し、評点の合計が最も高い申請者について指定管理候補者としてふさわしいか審査しています。「審査基準と配点」の主な項目は、始めに、事業計画の内容が、市民の平等な利用を確保することができるものであるか。について、適否を判断します。次に、「1 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか」について、配点が30点。「2 事業計画の内容が管理にかかる経費の縮減が図られるものであるか」について、配点が20点。「3 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか。」について、配点が30点。「4 その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項」について、配点が20点。以上、審査基準の配点の合計は100点満点となっています。また、選定委員会の審査後は、「指定管理候補者選定委員会の選定結果に基づき、最終的に市において指定管理候補者を決定」することとしています。次に、資料2「令和元年度霧島市指定管理候補者選定に係る審査結果について（報告）」に沿って、選定委員会における審査経過等について説明いたします。まず、委員構成について報告書1ページをご覧ください。霧島市国分斎場は、委員会区分①で審査を行っており、その委員は、内部委員が山口副市長、内副市長、瀬戸上教育長、新町総務部長、有馬企画部長、橋口市民環境部長、外部委員が尾堂 守様、竹下 卓様、徳重 克彦様、本村 秋雄様の計10人となっています。次に2ページ目、「4 審議経過」について説明いたします。今回の選定委員会は、3回の会議を開催し、指定管理候補者を選定しました。まず、第1回の会議では、事務局から委員会の役割や評点方法及び各団体から提出された事業計画書等の説明を行い、その後、施設の訪問を行いました。第2回の会議では、委員から申請者に対し、事業計画書の内容について不明な点や、詳しく聞きたい点などについて、ヒアリングを実施しました。その後、各委員が持ち帰って評点を行い、第3回の会議で委員全員の得点を確認し、指定管理候補者としてふさわしいかを否かを審査し、選定意見を取りまとめています。次に「審査方法」について説明いたします。委員会では、施設の募集要項において、あらかじめ定めた「審査基準と配点」に従って、申請者から提出された事業計画書等の提案書類の審査、申請者へのヒアリングを行いました。次に、審査に当たっては、資料5の「指定管理候補者選定審査表」を用いて、それぞれの項目についてA～Fの6段階の評価をしています。評価の内訳は、まず標準を、配点の6割を得点とする評価「C」とし、提案内容が標準である「C」より優れている場合は、満点の評価「A」又は配点の8割を得点とする評価「B」を付け、また、標準である「C」より不十分である場合は配点の4割を得点とする評価「D」又は配点の2割を得点とする評価「E」を付けます。なお、記述がない又は審査項目と関係のない記述の場合は得点をゼロとする「F」で評価しています。また、こちらの評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、資料2の市長報告書4ページをご覧ください。①評点結果は、委員数10人の合計1,000点満点中、きりしま斎苑管理グループ 代表（株）文化コーポレーションが731点、（株）フクシマが789点です。②選定結果は、委員全員の合計点数が最も高い申請者である（株）フクシマを指定管理候補者に選定しています。主な選定意見として、地元住

民と清掃活動を行うなど、地域ボランティアを続けている点を評価する。職員の待遇面が優れている点を評価する。これまでトラブルもなく管理運営を行っている実績、365日常に職員を配置し、受付対応を行っている点を評価する。危機管理体制の充実として、非常用電源を備えており、地域との協力体制を評価する。マニュアルや整備計画書が整っている点を評価する等の意見が出されました。以上で霧島市国分斎場の指定管理者の指定についての説明を終わります。

○委員長（徳田修和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

国分斎場の件で、指定管理者制度をまた継続するという事で、同じ事業者さんが指定管理業者として指定をされるであろうということになるわけですが、今回の指定管理の基準価格、そしてこれは消費税が入っていないという理解ですが、前回の基準価格と比較すると、154万5,000円、今回の基準価格が上がっているが、これは当然社会情勢であったり物価の動向であったり、様々な要因があると思うのですが、今回の基準価格にした大きな理由といたしますか、背景といたしますか、様々あると思うのですが、上げられた理由をお聞きしておきます。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

委員が言われたように、150万円ほど上がっております。この大きな要因は人件費です。といいますのは、一つは、平成25年度でいきますと、火葬の実績が1,289件あります。平成30年度は1,758件あります。以前に比べて国分斎場を利用される方が多くなっているということが一つでありまして、最初、10年前ですが、その頃に比べると、さらにまた件数が増えているということで、受付にかかる頻度がかかなり多くなってきたということです。当初は人員を8名で考えていたのですが、今回は9人ということで、事務対応が大変だからということで、実際にフクシマさんが人員を追加してやられていたという経緯がございます。それから人件費の単価も上がっていますので、相対して、利用度が上がったことにより人を増やし、人件費の単価も物価上昇に合わせて上がるということで、10年前に比べて150万円ほど上がっているということです。

○委員（前川原正人君）

平成23年に指定管理者制度を導入しようというような背景があったわけですが、そのときの人件費は所得でいうと、一人当たり200万円を想定して基準価格を積算しますよと。収入でいうと大体222万円。そうしたときに、今回の基準価格で見たときに、どれぐらい一人当たりの人件費が上がるものですか。

○環境衛生課衛生施設グループ主査（塩満慶太君）

今の一人当たりの人件費は算出していませんが、場長が1人、副場長が1人、主に火葬をされる火夫が3人、受付等をされる方が2人、パートの方が2人いらっしゃるということで、それぞれについて人件費を算出しております。場長につきましては、公共工事の労務単価を用いまして、特殊作業員で算定しております。260日勤務と考えまして、日額2万3,600円ということです。年間で大体600万円。副場長につきましては、その金額より50万円減の550万円としております。火夫につきましては、公共労務単価の普通作業員ということで、日額1万7,400円。これも同じく260日勤務と考えまして、1年で1人450万円ということで算定しております。事務につきましては、国税庁の民間給与調査というのがございまして、その10名未満の事業所の平均給与を基に、335万円という形で算定しております。パートにつきましては、過去3か年の実績を用いて算出しております。

○委員（前川原正人君）

何が言いたいかというと、本来直営でやっていたものを少しでも経費を減らして、指定管理者制度が法律上認められて、そういう方向で流れてきたというのが一つの背景であったと思うのです。ところが、平成23年度の時点で見ると、これは資料で残っているのですが、基準価格の作成に当たって人件費は200万円としている。これ以上になることはいいことですが、やはり本来最

最終的に責任を負わなければならないのは、指定管理者ではなくて、最終的には霧島市です。ですから、何が言いたいかというところ、そこで働く人たちの労務単価というのは、今おっしゃるように公共工事の労務単価で当然それが反映されて、働く貧困層を無くすという点でもやはりもっと、多ければ多いほどいいということではないですけど、最低の補償はしていくべきではないのかということをお聞きしたかったのです。お聞きしたいのは、当然、今後、社会情勢が変わっていく可能性は十分否定できない部分がありますけれど、そのときには臨機応変に順応して対応していくという理解でよろしいわけですね。

○市民環境部長（橋口洋平君）

指定管理に出す目的といたしましては、先ほど委員がおっしゃられたとおり、基本的に全体的に経費の節減と、それと民間のノウハウの活用によるサービスの向上というこの二つの点がございませぬ。その中でその当時、公共の施設をアウトソーシングといいますか、指定管理に出してサービスの向上を図りますということで始まったわけです。その基準価格につきましては、その折々の賃金の水準を基準にしておりますので、今度であったり、またその次であったりという賃金につきましても、そのときそのときの賃金の全体的な、国内的な水準を基に決定していくことになろうかというふうに考えております。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時24分」

「再開 午後 2時25分」

△議案第154号 指定管理者の指定について（霧島市溝辺公民館等）

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、霧島市溝辺公民館等に関する、議案第154号、指定管理者の指定について、審査を行います。執行部の説明を求めます。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齋藤 修君）

議案第154号、指定管理者の指定について御説明いたします。現在、きりしまPPP株式会社を指定管理者としております溝辺公民館・上床運動公園施設につきまして、指定期間が令和2年3月31日で満了しますことから、今回公募を行いましたところ、きりしまPPP株式会社、1社から応募がありました。本年8月に、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査して頂き、同社を指定管理候補者として適当であるとの審査報告が市長へなされました。これに基づき本年9月に指定管理候補者として選定した、きりしまPPP株式会社に、令和2年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。まず、募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。資料1の4ページをご覧ください。募集要項の4、指定管理者が行う業務として、（1）溝辺公民館・上床運動公園の使用の許可等に関する業務（2）溝辺公民館・上床運動公園の施設及び設備の維持及び修繕等に関する業務（3）溝辺公民館・上床運動公園の利用者アンケートの実施に関する業務（4）前各号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上必要と認める業務（5）その他、管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に、5ページをご覧ください。募集要項の6、管理に要する経費につきまして、施設の管理に要する経費は利用料金収入や市が支払う委託料によって賄うこととしております。指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格、税別で年額4,300万1,000円の範囲内で、指定管理者が提案した各年度の指定管理料に消費税及び地方消費税を加えた額とします。なお、市からの委託料につきましては、今回の一般会計補正予算、議案第169号に債務負担行為を計上していますが、その具体額は年度協定により定め、管理経費としてお支払いします。

次に、8の参加資格につきまして、「②平成31年4月1日現在で、鹿児島県内に事業所を有する法人、その他の団体」としています。これは、霧島市に参加資格を限定すると、企業間の競争が制限され、質の高い応募者の申請が阻害される恐れがあることから、市内企業の振興という視点もありますが、指定管理者制度の本来の目的である「市民サービスの向上」と「経費節減」を重視し、参加資格を「鹿児島県内」の法人その他の団体としているところです。次に、資料1の8ページをご覧ください。14の選定方法につきましては、指定管理候補者選定委員会において、各委員が(2)の「審査基準と配点」に沿って審査し、評点の合計が最も高い申請者について指定管理候補者としてふさわしいか審査しています。審査基準と配点につきましては、「事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか」について30点、「事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか」について20点、「事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか」について30点、「その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項」について20点で、合計100点となっております。また、選定委員会の審査後は、「指定管理候補者選定委員会の選定結果に基づき、最終的に市において指定管理候補者を決定」することとしています。次に、「令和元年度霧島市指定管理候補者選定に係る審査結果について」に沿って、選定委員会における審査経過等について御説明いたします。資料2の2ページをご覧ください。まず、委員構成につきまして、内部の委員が山口副市長、内副市長、瀬戸上教育長、新町総務部長、有馬企画部長、及び、施設を所管する担当部課長、外部委員が柳田委員、中山委員、中村委員、本田委員の計10人となっております。次に、資料2の3ページをご覧ください。4 審議経過について御説明いたします。今回の選定委員会は、3回の会議を開催し、指定管理候補者を選定しました。まず、第1回の会議では、事務局から委員会の役割や評点方法及び各団体から提出された事業計画書等の説明を行い、その後、施設の訪問を行いました。第2回の会議では、委員から申請者に対し、事業計画書の内容について不明な点や、詳しく聴きたい点などについて、ヒアリングを実施しました。その後、各委員が持ち帰って評点を行い、第3回の会議で委員全員の得点を確認し、指定管理候補者としてふさわしいか否かを審査し、選定意見を取りまとめています。次に、5 審査方法について説明いたします。委員会では、施設の募集要項において、あらかじめ定めた「選定基準と配点」に基づき、申請者から提出された事業計画書等の提案書類の審査と申請者へのヒアリングを行いました。審査に当たっては、資料5の「指定管理候補者選定審査表」を用いて、それぞれの項目についてA～Fの6段階の評価をしています。資料3をご覧ください。評価の内訳は、まず標準を、配点の6割を得点とする評価「C」とし、提案内容が標準である「C」より優れている場合は、満点の評価「A」又は配点の8割を得点とする評価「B」を付け、また、標準である「C」より不十分である場合は配点の4割を得点とする評価「D」、又は配点の2割を得点とする評価「E」を付けます。なお、記述がない場合及び審査項目と関係のない記述の場合は、得点をゼロとする「F」で評価しています。次に、審査結果について御説明いたします。資料2の6ページをご覧ください。指定管理候補者である「きりしまPPP株式会社」の得点は677点であり、主な選定意見としては、「社会教育施設、社会体育施設に関する知識を有する職員の配置を評価する」、「自主事業として、空港開港50周年を記念したイベント開催の提案を評価する」こと等が挙げられています。以上で、溝辺公民館・上床運動公園施設の指定管理者の指定についての説明を終わります。

○委員長（徳田修和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第154号の指定管理の件について、これもまた先ほどの議案と同じように、今後5年間、指定管理をきりしまPPP株にお願しいいうことであるわけですが、最初の指定管理を設けたときに、経費の節減と各業者さんのプレゼンで、よりに効果的に、そしてより活用ができるような施策を打っていくんだということが大きな一つのキャッチコピーであったわけです。経費節減という

点では、直営のころと比較した時に、どれぐらいの経費節減というふうに見ていらっしゃるのか、お聴きしておきます。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齋藤 修君）

指定管理者制度導入前の経費と導入後の経費の差といいますか、コスト縮減になった金額の件であると思いますけれども、時間を頂いて調べさせていただきます。[45ページに発言あり]

○委員（前島広紀君）

指定管理者がきりしまPPP(株)ということなのですが、確か何社かで構成されていたと思うのですが。

○委員長（徳田修和君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時35分」

「再開 午後 2時36分」

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（前島広紀君）

きりしまPPP(株)は、末重建設(株)、(株)福山土木、吉村工業(株)、ヤマグチ(株)この4社で構成されているわけなのですが、この4社が共同で作業されるのですか。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齋藤 修君）

きりしまPPP(株)の企業母体であります。溝辺の末重建設(株)、福山の(株)福山土木、霧島の吉村工業(株)、牧園のヤマグチ(株)の4社となっています。

○委員（前島広紀君）

この中のある企業が分担して管理しているのではないのかと思うのですが、どうですか。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齋藤 修君）

4社の共同作業につきましては、詳細は掘っておりませんが、先ほども言いました4社のうちの溝辺の末重建設(株)のほうに溝辺公民館と上床公園の管理をしております。

○副委員長（松枝正浩君）

2点お聴きいたします。資料の2、6ページ、選定の意見というところなのですが、今言われた4社で体制が整っているのですが、この出資会社の建設会社によるバックアップ体制が整っているというのが具体的にどのような形でバックアップ体制をとっているのかというところ、もう一点が、この空港開港50周年の記念イベントについて具体的なものが分かればお示してください。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齋藤 修君）

4社のバックアップ体制ですが、上床公園でいきますと、樹木等がたくさん植栽されております。中には高さが高くなりまして、業者のほうで剪定等ができないというようなことで、ほかの業者のほうにお願いしまして、高所作業車等を持ってきて木の剪定をすとか、そういうことを共同でされているようでございます。それから、自主事業として空港開港50周年のイベントでありますが、空港所在市であるということで、霧島市、旧溝辺町が実施してございましたフォトコンテスト、エアポート部門の入賞作品をベースに展示会の開催を提案されているところです。あわせて、子供を中心に紙飛行機大会なども計画されているようでございます。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

△議案第155号 指定管理者の指定について（霧島市隼人体育館等）

次に、霧島市隼人体育館等に関する、議案第155号、指定管理者の指定について、審査を行います。執行部の説明を求めます。

○スポーツ・文化振興課長（浮邊文弘君）

議案第155号、指定管理者の指定について御説明いたします。現在、NPO法人隼人錦江スポーツクラブを指定管理者としております隼人運動施設につきまして、指定期間が令和2年3月31日で満了しますことから、今回公募を行いましたところ、NPO法人隼人錦江スポーツクラブ、1社から応募がありました。本年8月に、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき、NPO法人隼人錦江スポーツクラブを指定管理候補者として適当であるとの審査報告が市長へなされました。これに基づき本年9月に指定管理候補者として選定したNPO法人隼人錦江スポーツクラブに、令和2年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。まず、募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。資料1の2ページをご覧ください。募集要項の4、指定管理者が行う業務として、（1）施設の維持管理に関する業務（2）施設の使用許可、使用許可の変更及び取消し等に関する業務（3）施設の使用料の収受に関する業務（4）前各号に掲げるもののほか、市が施設の管理上必要と認める業務（5）その他、管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に、募集要項の6、管理に要する経費につきまして、施設の管理に要する経費は、利用料金収入や市が支払う委託料によって賄うこととしております。指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格、税別で年額1,326万4,000千円の範囲内で、指定管理者が提案した各年度の指定管理料に消費税及び地方消費税を加えた額とします。次に、審査結果について御説明いたします。資料2をご覧ください。指定管理候補者であるNPO法人隼人錦江スポーツクラブの得点は690点であり、主な選定意見としては、「ホームページに各施設の利用状況が表示され、内容も充実している点の評価する」、「鹿児島工業高等専門学校と連携をし、指導者が充実している点の評価する」こと等が挙げられています。以上で、隼人運動施設の指定管理者の指定についての説明を終わります。

○委員長（徳田修和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

最初の段階で、令和元年度霧島市指定管理候補者選定結果一覧表ということで、それぞれ頂いたわけですが、議案第155号でいきますと、隼人体育館、隼人運動場、隼人弓道場、隼人武道場ということで資料を出されているわけです。前回と比較して93万4,000円の基準額が出ているわけですが、これは先ほどと同じように、やはり人件費のほうに指定管理料が上乘せされた、社会情勢なども考慮した結果がこういう結果になったんだという理解でよろしいわけですか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

今回の基準額が上がっている点につきましては、ただいまございましたとおり、人件費の増額でございます。

○委員（前川原正人君）

共通していることで、人件費がウェイトを占めていくということになるわけですが、考え方については、これまでと同様に10万円以上については協議をして決めていきますよと。突発的な物的な被害等が出た場合は、その都度協議して指定管理者には迷惑を掛けないといいますが、最終的な責任は行政が取っていくというそういう理解になるわけですか。

○スポーツ・文化振興課長（浮邊文弘君）

今言われたことにつきましては、修繕ということになると思うのですが、10万円未満につきましては指定管理者、10万円以上については市ということで原則は決めておりますが、修繕費につきましても、上限を設けておりますので、それを超えた場合には協議ということになっていきます。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

△議案第 156 号 指定管理者の指定について（霧島市隼人庭球場等）

次に、霧島市隼人庭球場等に関する、議案第156号 指定管理者の指定について、審査を行います。執行部の説明を求めます。

○スポーツ・文化振興課長（浮邊文弘君）

議案第156号、指定管理者の指定について御説明いたします。現在、NPO法人隼人錦江スポーツクラブを指定管理者としております隼人松永運動施設につきまして、指定期間が令和2年3月31日で満了しますことから、今回公募を行いましたところ、NPO法人隼人錦江スポーツクラブ、1社から応募がありました。本年8月に、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき、NPO法人隼人錦江スポーツクラブを指定管理候補者として適当であるとの審査報告が市長へなされました。これに基づき本年9月に指定管理候補者として選定したNPO法人隼人錦江スポーツクラブに、令和2年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。まず、募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。資料1の3ページをご覧ください。募集要項の4、指定管理者が行う業務として、（1）施設の維持管理に関する業務（2）施設の使用許可、使用許可の変更及び取消し等に関する業務（3）施設の使用料の収受に関する業務（4）前各号に掲げるもののほか、市が施設の管理上必要と認める業務（5）その他、管理業務仕様書に定めるとおりとしております。募集要項の6、管理に要する経費につきまして、施設の管理に要する経費は利用料金収入や市が支払う委託料によって賄うこととしております。指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格、税別で年額2,237万7,000円の範囲内で、指定管理者が提案した各年度の指定管理料に消費税及び地方消費税を加えた額とします。次に、審査結果について御説明いたします。資料2をご覧ください。指定管理候補者であるNPO法人隼人錦江スポーツクラブの得点は692点であり、主な選定意見としては、「鹿児島工業高等専門学校との連携の取組、また、市内雇用や職員の資質向上の取組を評価する」、「多くの自主事業を開催し、充実している点を評価する」こと等が挙げられています。以上で、隼人松永運動施設の指定管理者の指定についての説明を終わります。

○委員長（徳田修和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

議案第156号の指定管理の件についてですけれども、ここはほかの業者が手を挙げられなかったということが見てとれるわけです。手を挙げる、挙げないは業者の判断であると思いますが、競争原理という点で、どのような分析をしていらっしゃるのか。挙げる、挙げないは業者の裁量なので行政がどうこうは言えないと思いますけれど。競争原理を働かせるための行政としての努力はなかったのか、お聴きしておきたいと思います。

○市民環境部長（橋口洋平君）

この施設に限らず、基本的に指定管理者に指定管理を出す場合、まず基本的にその公の施設の設置目的に合った運営をしてくださいという大前提があります。そうすると、例えばプールでありますとか、その設置の目的に合った運営をしなければいけませんし、それと自主事業等とするときも、公の施設の設置目的に合った範囲の中で自主事業をしていくということで、なかなか誰でも手を挙げるのが難しく、プールで普段教えている、例えばこういったNPO法人隼人錦江スポーツクラブであるとか、そういった実績がある、そういった条件に当てはまるということになりますので、なかなか例えば陸上専門のところの手を挙げるということというのは難しいところで、基本的に公の施設の設置目的に合った運営しなければいけないということで、手を挙げるところが少ないのではないかとこのように考えております。

○副委員長（松枝正浩君）

選定意見の中の鹿児島工業高等専門学校との連携の取組、また市内雇用や職員の資質向上の取組というふうにあるのですが、市内雇用や職員の資質の向上という取組というのが、こういったものなのかお示してください。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

鹿児島工業高等専門学校との連携、それから市内雇用や職員の資質向上の取組ということでございますけれども、この資質向上につきましては、まず採用時に接遇研修、あるいは普通救命講習、それからパソコン研修、そういういろんな研修をしていらっしゃる。さらに外部から専門の講師を招かれて各種研修をされているところです。その際に鹿児島工業高等専門学校の先生とか、そういう資格を持った方々との連携をされているというふうにお聴きしているところでございます。

○委員（松枝正浩君）

雇用の部分は、何かありますか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

この雇用の部分につきましては、霧島市内在住の方を採用していらっしゃるということだろうというふうに思っております。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

△議案第 157 号 指定管理者の指定について（霧島市横川体育館等）

霧島市横川体育館等に関する、議案第157号、指定管理者の指定について、審査を行います。執行部の説明を求めます。

○横川総合支所長兼地域振興課長（宗像健司君）

議案第157号、指定管理者の指定について御説明いたします。現在、株式会社エルグ・テクノを指定管理者としております横川運動公園につきまして、指定期間が令和2年3月31日で満了しますことから、今回公募を行いましたところ、株式会社エルグ・テクノ、1社から応募がありました。本年8月に、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき、株式会社エルグ・テクノを指定管理候補者として適当であるとの審査報告が市長へなされました。これに基づき本年9月に指定管理候補者として選定した株式会社エルグ・テクノに、令和2年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。まず、募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。資料1の3ページをご覧ください。募集要項の4、指定管理者が行う業務として、（1）横川運動公園の使用の許可等に関する業務（2）横川運動公園の利用料金の収受に関する業務（3）横川運動公園の施設及び設備の維持及び修繕等に関する業務（4）横川運動公園の利用者アンケートの実施に関する業務（5）前各号に掲げるもののほか、市が管理上必要と認める業務（6）その他、管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に、募集要項の6、管理に要する経費につきまして、施設の管理に要する経費は、利用料金収入や市が支払う委託料によって賄うこととしております。指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格、税別で年額2,526万5,000千円の範囲内で、指定管理者が提案した各年度の指定管理料に消費税及び地方消費税を加えた額とします。次に、審査結果について御説明いたします。資料2をご覧ください。指定管理候補者である株式会社エルグ・テクノの得点は741点であり、主な選定意見としては、「専門資格を持つ指導者を確保し、指導力の向上及び安全の確保に配慮した管理運営を評価する」、「施設関係情報だけでなく、横川の観光情報なども取り入れたリーフレットの発行により、新規利用団体の獲得に繋げていく提案を評価する」こと等が挙げられています。以上で、横川運動公園の指定管理者の指定についての説明を終わります。

○委員長（徳田修和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

資料2の一番下、その他の意見のところに、多くの方に周知するため行政無線の利用、各公共施設へのポスター、チラシの掲示に期待する、というふうに記載があります。ポスター、チラシはよく見るのですけれども、行政無線の利用での周知活動はどのようにされるのでしょうか。

○横川総合支所長兼地域振興課長（宗像健司君）

期待するということですから、今までそういう取組がなかったことで、今回選定するに当たって、こちらからお願いというか、それを出したところです。いろんな教室がプールで行われているのですけれど、これに対して周知方法としては、今までプール内にポスターを貼る程度であったのが、総合支所に貼ったりとか、あるいはコミュニティ無線で周知できたということ。結構横川は、コミュニティ無線でいろいろなことを周知しておりますので。各戸に周知が届くようにということです。

○委員（前川原正人君）

議案第157号の関係で資料を見ていきますと、ここだけがと言ったら語弊がありますが、前回の基準価格と比較した時に、大体48万円、基準価格が減っているわけですね。これはどういう理由によるものなのでしょうか。普通だと物価が上がったり、社会情勢が変わりますので、その都度、その都度、変化するという認識はしているつもりですけれど。ほかのところと比べると基準価格がマイナスを示しておりますけれども、この理由をお示しいただければと思います。

○横川総合支所地域振興課地域振興教育グループ長（田口寿隆君）

浄化槽の人槽が減って、その維持管理費が減となり、それから3年間の燃料使用量を直近の単価に乗じた場合、使用量の減がございましたので、減額しております。

○委員（前川原正人君）

いろんな要因があると思うのですよ。例えば収受できる利用料金が上がれば、その分、指定管理料は引かれるわけですよ。だから今おっしゃるように、経費部分で節約はできた部分があったり、収受できる利用料金が上がれば、その分の基準額は下がるわけですから、主な要因といいますか、あくまでも基準価格ですので、これは変動するという前提で見なければいけないですけれど、行政サイドが見込んだ基準価格が、前回と比べると減っていけるけれど、どういう要因、根拠に基づいてこういう数字になったのかということをお聴きをしております。大まかでいいですよ。

○横川総合支所地域振興課地域振興教育グループ長（田口寿隆君）

体育館等の使用料につきましては、平年並みをとっておりますが、原油の単価の減も影響しているところですよ。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齋藤 修君）

先ほどの議案第154号の中で、前川原委員から御質問のあった件につきまして、お答えさせていただきます。議案第154号で、直接運営時からコスト縮減が図られたのかどうか、比較の数字をとということでございました。今回は、上床公園と溝辺公民館を合わせて指定管理者制度の募集を掛けていますが、上床公園は以前から指定管理者制度を導入しておりますので比較ができないのですけれども、溝辺公民館は2年前に指定管理者制度に移行してしまっていて、その前は直営でございまして、溝辺公民館の管理は担当のグループ長が主に担当しております、それから課長と主査が管理、経理を行っております、市職員の給料ベースでいきますと、1.5人ほどの経費があったわけですが、溝辺公民館だけで比較しますと、直営時の人件費と比較して、四分の三程度に抑えられているということでございます。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時00分」

「再開 午後 3時15分」

△議案第158号 指定管理者の指定について（国分運動公園等）

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○牧園総合支所地域振興課主幹（山口清行君）

先ほど、議案第97号、霧島市牧園B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正のところで、松枝議員のほうから質問がありました。B&Gクラブ会員と牧園クラブ員の登録者数についてですけれども、登録者のほうはいないということでしたので、御報告いたします。

○委員長（徳田修和君）

次に、国分運動公園等に関する、議案第158号、指定管理者の指定について、審査を行います。執行部の説明を求めます。

○スポーツ・文化振興課長（浮邊文弘君）

議案第158号、指定管理者の指定について御説明いたします。現在、株式会社エルグ・テクノを指定管理者としております国分運動公園と国分武道館につきまして、指定期間が令和2年3月31日で満了しますことから、今回公募を行いましたところ、株式会社エルグ・テクノ、1社から応募がありました。本年8月に、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき、株式会社エルグ・テクノを指定管理候補者として適当であるとの審査報告が市長へなされました。これに基づき本年9月に指定管理候補者として選定した株式会社エルグ・テクノに、令和2年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。まず、募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。資料1の3ページをご覧ください。募集要項の4、指定管理者が行う業務として、（1）施設の維持管理に関する業務（2）施設の使用許可、使用許可の変更及び取消し等に関する業務（3）施設の使用料の収受に関する業務（4）前各号に掲げるもののほか、市が施設の管理上必要と認める業務（5）その他、管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に、資料1の4ページをご覧ください。募集要項の6、管理に要する経費につきまして、施設の管理に要する経費は利用料金収入や市が支払う委託料によって賄うこととしております。指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格、税別で年額4,634万2,000千円の範囲内で、指定管理者が提案した各年度の指定管理料に消費税及び地方消費税を加えた額とします。次に、審査結果について御説明いたします。資料2をご覧ください。指定管理候補者である株式会社エルグ・テクノの得点は745点であり、主な選定意見としては、「第一月曜日を閉館し、利用者の利便性の向上に努めている点を評価する」、「芝管理が、かごしま国体の会場としても、万全の体制である点を評価する」こと等が挙げられています。以上で、国分運動公園、国分武道館の指定管理者の指定についての説明を終わります。

○委員長（徳田修和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

議案第158号になりますけれども、今回の指定管理料が、基準価格で年間4,634万2,000円ということと明らかにされているわけですが、来年は国民体育大会等が開催されることとなります。当然、その部分の経費は、指定管理とはまた別の部分での対応というふうになるかと思えます。来年の大きいイベントがある中で、どう指定管理者と行政側のコミュニケーションとっていったら、どう大会を成功させるかということが大きな課題になってくるかと思いますが、指定管理料とは別の

部分でもまた対応策はあるという理解でよろしいわけですか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

今、御意見もございましたとおり、来年はいよいよ鹿児島国体の本番でございます。今回の指定管理の委託料につきましては、向こう5年間の基準額の範囲内で、通常の維持管理をしていく経費という形になります。ですので、来年の国体に向けましては、限られた予算の中で、特に指定管理者にしていきたいのは、草刈り、草取りなどの美化というか、できることをやっていただくと。それから行政側としましては、設備面で、今後まだ補修をしなければいけないところも出てくるかと思えますけれども、国体に向けて万全の体制で臨めるように、指定管理者と連携しながら対応していきたいというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

問題というとおかしいですけど、指定管理者の一番の懸案事項というのは何なのかというと、芝生の管理なのですよね。芝生の管理は実際機械も使いますし、ほとんど乗用の機械でやられていらっしゃるのですけれども、問題はやはりそれなりの手を入れないと、管理ができない。逆に言うと、指定管理でお宅の会社がとったわけだから、それはちゃんとしなさいよというのではなくて、やはりそういう大イベントが控えている中で、維持管理費も大切ですけど、そういう臨機応変な対応策というのを考えていくべきではないのかなという、そういう側面も持っているという理解をしていただきたいと思えますけれども、部長どうでしょうか。

○市民環境部長（橋口洋平君）

来年10月に国体があります。ここの体育館がハンドボール、それから陸上競技場と多目的広場がサッカーの会場となる。特殊な要因であります。何十年に1度のことですので、施設の設置者としてやらないといけない部分につきましては、市のほうで責任を持って整備していくと。それに対しての管理を指定管理者のほうでしていただくというようなことになると思います。

○委員（前川原正人君）

確認したいのは、国分運動公園だけではないのですよね。例えば牧之原運動公園もありますし、それぞれの会場が霧島市内で設定されていくわけですので、それは共通の認識として今おっしゃったような理解でよろしいわけですね。

○市民環境部長（橋口洋平君）

はい、今日出ております溝辺の体育館でありましたり、牧園アリーナでありましたり、そういったところも国体の会場になりますので、設置者として責任を持って施設の整備は行っていきたいというふうに考えております。

○委員（愛甲信雄君）

前川原委員の関連ですが、資料1の28ページの原材料費に芝、芝種苗とあるのですが、これはどのように違うのですか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

ここにありますが芝と芝種苗の違いについて、芝種苗は、冬にJリーグとかいろいろなスポーツキャンプが来ますけれども、その際は冬芝のオーバーシードを行います。その種になります。それから芝は、芝が傷んだ箇所があったときに、芝は種をまいてもすぐに出てきませんので、緊急的に補修をするというようなことで、これらを原材料費の中でみているところでございます。

○委員（愛甲信雄君）

それとこのエコペイントというものは何ですか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

これは陸上競技場とか多目的広場でサッカーなどの試合をする際に、通常は学校のグラウンドとかですと石灰を使いますが、これは薬害のない水溶液を吹き付けて線を引くというようなものでございます。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

△議案第 159 号 指定管理者の指定について（霧島市民国分総合プール）

次に、霧島市民国分総合プールに関する、議案第159号、指定管理者の指定について、審査を行います。執行部の説明を求めます。

○スポーツ・文化振興課長（浮邊文弘君）

議案第159号、指定管理者の指定について御説明いたします。現在、株式会社エルグ・テクノを指定管理者としております国分総合プールにつきまして、指定期間が令和2年3月31日で満了しますことから、今回公募を行いましたところ、株式会社エルグ・テクノ、1社から応募がありました。本年8月に、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき、株式会社エルグ・テクノを指定管理候補者として適当であるとの審査報告が市長へなされました。これに基づき本年9月に指定管理候補者として選定した株式会社エルグ・テクノに、令和2年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。まず、募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。資料1の3ページをご覧ください。募集要項の4、指定管理者が行う業務として、（1）施設の維持管理に関する業務（2）施設の使用許可、使用許可の変更及び取消し等に関する業務（3）施設の使用料の収受に関する業務（4）前各号に掲げるもののほか、市が施設の管理上必要と認める業務（5）その他、管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に、募集要項の6、管理に要する経費につきまして、施設の管理に要する経費は、利用料金収入や市が支払う委託料によって賄うこととしております。指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格、税別で年額3,509万円の範囲内で、指定管理者が提案した各年度の指定管理料に消費税及び地方消費税を加えた額とします。次に、審査結果について御説明いたします。資料2をご覧ください。指定管理候補者である株式会社エルグ・テクノの得点は740点であり、主な選定意見としては、「施設利用のポイントカードの発行、高齢者のプール講座の開催など、市民目線で施設の利用向上策に努めている点の評価する」、「第一月曜日を開館し、開館時間を延長する提案を評価する」こと等が挙げられています。以上で、国分総合プールの指定管理者の指定についての説明を終わります。

○委員長（徳田修和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

資料1の2ページ、管理業務の基準のところ施設名称がいろいろ書いてございまして、ここにふれあい温泉センターと書いてあるのですけれど、ここは開館しているのですか。休館であったような気がするのですけれど。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

ふれあい温泉センターにつきましては、現在、休館をしているところではございますけれど、この指定管理業務は向こう5年間の管理業務になりますので、まだ検討しているところではございますので、現段階ではふれあい温泉センターも入った形で一応基準価格は設定しておりますけれども、実際に契約をする際には年度協定を結びますので、毎年毎年その段階でふれあい温泉センターの状況を見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員（前島広紀君）

関連なののですけれども、ここは温泉をやめて、沸かし湯にするという話であったと思うのですけれども、その工事は終わっているのですか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

9月補正で予算を認めていただいたところではございまして、今月12月、来週には工事が終わろう

かというふうに思っているところでございます。

○委員（前島広紀君）

今回の指定管理の議案と関係のないのかも分からないのですが、この温泉利用者との話は終わっているのですか。温泉をやめるということに関して。これを協議するという話であったと思うのですが、

○スポーツ・文化振興課長（浮邊文弘君）

泉源の所有者とは現在協議中でございます。

○委員（前川原正人君）

今の資料の2ページの中で、ふれあい温泉センターは、今のところ閉館しているわけですよ。それは当然指定管理料の基準額の中に入っているという前提になっていると思うのです。ですから、今度は自噴ではなくて沸かし湯となると、また経費部分が違ったり、増減するということは、当然動くわけですので、今おっしゃるように、その都度、毎年度ごと協議し、その状況に応じて変更もあり得ると、そういう理解でよろしいわけですね。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

公募した段階では、ふれあい温泉センターは、8月までは運用していましたが、公簿の段階とは状況が変わってきているということでございまして、ガスで沸かすということで、今後、燃料代が掛かってまいりますけれど、そこについては毎年指定管理者と協議しながら、対応していくということでございます。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

△議案第160号 指定管理者の指定について（まきのほら運動公園等）

次に、まきのほら運動公園等に関する、議案第160号、指定管理者の指定について、審査を行います。執行部の説明を求めます。

○福山総合支所長兼地域振興課長（川東輝昭君）

議案第160号、指定管理者の指定について御説明いたします。現在、きりしまPPP株式会社を指定管理者としております福山地区運動施設につきまして、指定期間が令和2年3月31日で満了しますことから、今回公募を行いましたところ、きりしまPPP株式会社、1社から応募がありました。本年8月に、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき、きりしまPPP株式会社を指定管理候補者として適当であるとの審査報告が市長へなされました。これに基づき、本年9月に指定管理候補者として選定したきりしまPPP株式会社に、令和2年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。まず、募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。資料1の4ページをご覧ください。募集要項の4、指定管理者が行う業務として、（1）福山地区運動施設の使用の許可等に関する業務（2）福山地区運動施設の施設及び設備の維持及び修繕等に関する業務（3）福山地区運動施設の利用者アンケートの実施に関する業務（4）前各号に掲げるもののほか、市が施設の管理上必要と認める業務（5）その他、管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に、募集要項の6、管理に要する経費につきまして、施設の管理に要する経費は利用料金収入や市が支払う委託料によって賄うこととしております。指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格、税別で年額2,217万1,000円の範囲内で、指定管理者が提案した各年度の指定管理料に消費税及び地方消費税を加えた額とします。次に、審査結果について御説明いたします。資料2をご覧ください。指定管理候補者であるきりしまPPP株式会社の得点は697点であり、主な選定意見としては、「施設の効用効果として、自主事業によるパークゴルフ大会を開催し、また、パークゴルフ協会と共催大会も開催する等の連携も図られているため、今後も利用者の増加

も見込める点を評価する」、「かごしま国体の女子サッカーの会場となるため、特に今後の広場の芝管理が重要となる中、これまでの芝管理実績を評価する」こと等が挙げられています。以上で、福山地区運動施設の指定管理者の指定についての説明を終わります。

○委員長（徳田修和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（木野田誠君）

ここのパークゴルフ場については、過去何回か、利用者に対する対応が悪いというようなことが1回だけではなく何回かあったわけですけど、その辺は既に社員教育とかそういうところで改善されているのですか。

○福山総合支所長兼地域振興課長（川東輝昭君）

社員教育といいますか、使用者側若しくは管理者側もあるわけですけども、そこ辺りにクレームがあった場合には、指定管理者と協議しながら、市のほうでもクレーム対応については、その都度進めているところです。

○委員（木野田誠君）

そのような事例は今でも発生しているのですか。

○福山総合支所長兼地域振興課長（川東輝昭君）

全くないというわけでもございませんけれども、ある程度使用者からの部分というのはあつたりしますので、それについても先ほど申し上げましたとおり、お互いに協議しながら進めているところでございます。

○委員（前川原正人君）

1点だけお聴きしておきたいと思います。先ほど、部長のほうにも求めたのですが、今福山総合支所長がおっしゃったように、来年が国体の女子サッカーの大会になるわけですね。芝生の問題なのですが、国分の運動公園の芝生の管理、管理という点で同じなのでしょうけれども、とにかく気温が顕著に下がるのです。この指定管理者とも話をいたしますと、どうしてもこの芝の養生に時間が掛かって、やはり相当な労力と時間を要すると。冬ですので、気候によって当然違う部分もあるわけですが、やはりこういう今おっしゃったようなサッカー会場にもなり得るわけですので、やはりここはまた特別な対策というか、養生等も時間を掛けなければいけないのですが、そういうこの特別な事情等にも配慮しながら、対応というのはできないのか、お聴きしておきたいと思います。

○市民環境部長（橋口洋平君）

議員のおっしゃるとおり、ここは女子サッカーの会場となりますので、特別な予算といいますか、新年度に向けて芝の養生のための市の予算というのを今のところ要求している状況でございます。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

△議案第162号 指定管理者の指定について（霧島市牧園アリーナ等）

次に、霧島市牧園アリーナ等に関する、議案第162号、指定管理者の指定について、審査を行います。執行部の説明を求めます。

○牧園総合支所長兼地域振興課長（阿久井洋一君）

議案第162号、指定管理者の指定について御説明いたします。現在、きりしまPPP株式会社を指定管理者としております、牧園みやまの森運動公園につきまして、指定期間が令和2年3月31日で満了しますことから、今回公募を行いましたところ、きりしまPPP株式会社、1社から応募があ

りました。本年10月に、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき、きりしまPPP株式会社を指定管理候補者として適当であるとの審査報告が市長へなされました。これに基づき、本年10月に指定管理候補者として選定したきりしまPPP株式会社に、令和2年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。まず、募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。資料1の2ページをご覧ください。募集要項の4、指定管理者が行う業務として、(1)牧園みやまの森運動公園の維持管理に関する業務(2)牧園みやまの森運動公園の使用許可、使用許可の変更及び取消し等に関する業務(3)牧園みやまの森運動公園の使用料の収受に関する業務(4)前各号に掲げるもののほか、市長が施設の管理上必要と認める業務(5)その他、管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に、募集要項の6、管理に要する経費につきまして、施設の管理に要する経費は利用料金収入や市が支払う委託料によって賄うこととしております。指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格、税別で年額2,329万4,000円の範囲内で、指定管理者が提案した各年度の指定管理料に消費税及び地方消費税を加えた額とします。次に、審査結果について御説明いたします。資料2の2ページをご覧ください。指定管理候補者であるきりしまPPP株式会社の得点は688点であり、主な選定意見としては、「今年の高校総体の実施にあたり鹿児島県警や関係機関との連携等の取組が評価でき、来年度開催される国民体育大会への取組にも今回の経験が活かされることが期待できる」、「施設管理運営体制・バックアップ体制について、安心安全を第一に運営する点、リスク管理体制について構成出資会社が管理する他の施設と連携している点を評価する」こと等が挙げられています。以上で、牧園みやまの森運動公園の指定管理者の指定についての説明を終わります。

○委員長（徳田修和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○副委員長（松枝正浩君）

今説明があった施設を含め、市民環境部が行う指定管理の施設があるのですけれども、この業務の中にアンケートをとる、とらないが様々なのですけれども、この辺の違いがあるのはどのようなことなのでしょう。お示してください。

○市民環境部長（橋口洋平君）

確におっしゃるとおりだと思います。ただアンケートにつきましては、すべての施設でっております。市民環境部に限らず、そのアンケートの結果に基づいて結果を指定管理者のほうに報告しまして、例えば接遇が去年よりも悪くなっているとか、清潔感があるとか、掃除が行き届いているとか、そういうところが上がっていますよというところを、お互いに話しまして、協議して、次にはこういったところを直していきましょうとか、指定管理者と直で話をしながら。修繕で費用を掛けないといけないところは、10万円以上は市側でしなければなりません。そういったこととか、お互いに話をしながら、利便性の向上に努めているところでございます。

○委員（前川原正人君）

議案第162号の中で、牧園ゲートボール場の概要、年間利用者数が70名。そして使用料0円になっているのですけれども、これはどういう理由によるものなのか、お示してください。

○牧園総合支所長兼地域振興課長（阿久井洋一君）

ゲートボール場につきましては6面あるのですけれども、今牧之原とか、国分とか、溝辺に全天候型があるということで、行事日程を組んだ時に、雨での延期とか、そういうものがあって使えないということ等がございます。それとあとゲートボール協会とかあったのですけれども、なかなか人数が少なくなりまして、利用者が少なくなったというところでございます。

○委員（前川原正人君）

そうすると、様々な要件、要因があると思うのですけれども、年間利用者数は70名いて、これが免除されているという理解でよろしいですか。

○牧園総合支所長兼地域振興課長（阿久井洋一君）

ゲートボール協会や福祉協議会のほうで使っている分について、免除しているというところがございます。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後4時00分」

「再開 午後4時15分」

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△自由討議

次に、公の施設の使用料の一部改正関連、議案第86号、議案第94号から第98号まで、議案第100号、議案第105号、議案第111号から議案第114号まで、議案第134号、議案第136号及び議案第142号について一括して自由討議に入ります。意見はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結します。

△討論（使用料関係15件）

○委員長（徳田修和君）

これより公の施設の使用料の一部改正関連15件について、一括して討論に入ります。討論はありますか。

〔「あり」と言う声あり〕

○委員（前川原正人君）

私は、使用料関係の総務環境常任委員会に付されました議案第86号、94号、95号、96号、97号、98号、100号、105号、111号、112号、113号、114号、134号、136号及び142号、以上の15件につきまして一括して討論させていただきたいと思っております。この共通事項という点では、消費税の2%分の値上げ、それと3年に1度の見直しということで料金改定をするというものであります。内容を見てみましても、2%の上昇から、最高25%。上昇率でいくと約35%まで上がるというような状況でございます。これは先日も指摘したことでございますけれども、市町村の特例として一般会計については消費税法第60条第6項の規定に基づきまして、課税仕入れで等に係る消費税額をその他の控除することができる消費税額の合計額とは同額であるものとするということで、言い替えれば、いればこれを免除できるという規定がございます。本来消費税の増加分を添加しなければならないという総務省の通達等もあると思っておりますけれども、やはり負担を少しでも軽減するという、そういう市の努力も必要だと思っております。よりまして、今回条例改正案は共通して消費税分と見直し分による値上げが含まれていることから、この総務環境常任委員会に付託された15件につきましては、反対であるということを述べさせていただきたいと思っております。

○委員長（徳田修和君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。討論はありますか。

○委員（木野田誠君）

私は、賛成の立場で討論に参加させていただきます。確かに使用料の改定は2%から25%という説明もありましたけれども、これに伴って消費税の増税、それと3年に1回の見直しということで

ありますが、特に3年に1回の見直しというのは大切でありまして、これは年を重ねて6年あるいは9年というような間を置いての改定になりますと、それこそ上昇率が高くなりまして、市民に対してまた大きな負担を強いるようなことになります。したがって、3年に1回の見直しというのは適当であると思ひますし、改定使用料についても妥当だと思ひまして賛成の立場です。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で、公の施設の使用料の一部改正関連15件について、討論を終わります。採決します。次第書別紙2にあります、議案番号順に行います。

△議案第86号 霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

まず、議案第86号、霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者5名、起立多数と認めます。したがって議案第86号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第94号 霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次に議案第94号、霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者5名、起立多数と認めます。したがって議案第94号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第95号 霧島市営プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

次に、議案第95号、霧島市営プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者5名、起立多数と認めます。したがって議案第95号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第96号 霧島市国分児童体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次に、議案第96号、霧島市国分児童体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者5名、起立多数と認めます。したがって議案第96号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第97号 霧島市牧園B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

次に、議案第97号、霧島市牧園 B&G 海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者 5 名、起立多数と認めます。したがって議案第95号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第98号 霧島市牧園町地区運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次に、議案第98号、霧島市牧園町地区運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者 5 名、起立多数と認めます。したがって議案第98号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第100号 霧島市福山町地区体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次に、議案第100号、霧島市福山町地区体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者 5 名、起立多数と認めます。したがって議案第100号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第105号 霧島市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次に、議案第105号、霧島市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者 5 名、起立多数と認めます。したがって議案第105号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第111号 霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

次に、議案第111号、霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者 5 名、起立多数と認めます。したがって議案第111号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第112号 霧島市民広場及び霧島市お祭り広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次に、議案第112号、霧島市民広場及び霧島市お祭り広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者 5 名、起立多数と認めます。したがって議案第112号は原案のとおり可決すべきものと決定

しました。

△議案第113号 霧島市溝辺多目的交流施設上床どーむの設置及び管理に関する条例の一部改正について

次に、議案第113号、霧島市溝辺多目的交流施設上床どーむの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者5名、起立多数と認めます。したがって議案第113号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第114号 霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次に、議案第114号、霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者5名、起立多数と認めます。したがって議案第114号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第134号 霧島市福山プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

次に、議案第134号、霧島市福山プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者5名、起立多数と認めます。したがって議案第134号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第136号 霧島市消防団横川方面隊拠点施設の目的外使用料徴収条例の一部改正について

次に、議案第136号、霧島市消防団横川方面隊拠点施設の目的外使用料徴収条例の一部改正について、原案のとおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者5名、起立多数と認めます。したがって議案第136号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第142号 霧島市春山緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次に、議案第142号、霧島市春山緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者5名、起立多数と認めます。したがって議案第142号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△自由討議（使用料以外）

○委員長（徳田修和君）

次に、使用料以外の議案について自由討議に入ります。

まず、議案第87号、霧島市職員定数条例の一部改正について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第87号の関係でございますが、審査でも明らかになりましたとおり、市長部局を5名減らし、そして消防長局の職員を5名増やすということでもあります。やはり一番大事なことは、市長部局を減らすのではなくて、やはり人件費は地方交付税の算定基礎に入っていますので、しっかりと財政的に担保もある中で、市長部局を減らすのではなくて、ちゃんと市長部局も維持しつつ、そして消防局の職員も確保していく、そういう模索が、努力が必要ではないのかということをおし述べておきたいと思います。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。次に、議案第88号、霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。次に、議案第89号、霧島市職員の給与に関する条例等の一部改正について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。次に、議案第135号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。次に、議案第165号、請負契約の締結について、意見はありませんか。

○委員（前川原正人君）

1点だけ申し述べさせていただきたいことは、請負契約案件ではございますけれども、今回1工区、2工区ということで、請負契約案件が提案されております。一番大事なことは、審査でも申し上げましたけれども、やはり今ある施設をどう活用していくのか、そしてどのように利活用していくのかということもまだ今のところはっきりしない中で、建設だけが先行していくと。一回始まってしまうともう止められないというのが公共工事です。だからやはり早い段階で既存の牧園庁舎の利活用ということをおし、はっきりとさせるべきであるということをおし述べておきたいと思います。

○委員（木野田 誠君）

ただいまの委員の発言に加えて、積極的に既存の庁舎の利活用を検討するよというということで、申し添えておきます。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。次に、議案第166号、請負契約の締結について、意見はありませんか。

〔「議案第165号と同じ」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。次に、霧島市国分斎場に係る、議案第146号、指定管理者の指定について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。次に、霧島市溝辺公民館等に係る、議案第154号、指定管理者の指定について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。次に、霧島市隼人体育館等に係る、議案第155号、指定管理者の指定について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。次に、霧島市隼人庭球場等に係る、議案第156号、指定管理者の指定について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。次に、霧島市横川体育館等に係る、議案第157号、指定管理者の指定について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。次に、国分運動公園等に係る、議案第158号、指定管理者の指定について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。次に、霧島市民国分総合プールに係る、議案第159号、指定管理者の指定について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。次に、まきのはら運動公園等に係る、議案第160号、指定管理者の指定について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。次に、霧島市牧園アリーナ等に係る、議案第162号、指定管理者の指定について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案に対する自由討議を終わります。これより議案処理に入ります。

△議案第87号 霧島市職員定数条例の一部改正について

まず、議案第87号、霧島市職員定数条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第87号に対しまして、反対の立場から討論に参加させていただきます。今回の条例改正によりまして、消防局職員定数を5名増加し、184人から189人にするのは、大型台風、そして災害等が発生している場合の対応策として異論はありません。一方で市長部局の職員を769名から5名削減の764名にするということがございます。広大な面積を有しております霧島市といたしまして、やはり必要最低限の人員の確保はすべきであります。一方を削って、一方を増やすのではなくて、先ほども自由討議の中で申し上げましたとおり、正職員の人件費というのは地方交付税の算定基礎に算入されておりますので、そういう方向での対応策が求められるということを指摘しておきたいということを申し述べまして、反対討論とさせていただきますと思います。

○委員長（徳田修和君）

次に原案に賛成の方の発言を許可します。ほかにありませんか。

○委員（山口仁美君）

私は、議案第87号、霧島市職員定数条例の一部改正について、賛成の立場から討論に参加いたし

ます。まず、昨今の消防局における業務量の増加については、緊急出動の回数が年200件ベースで増加しているということ、ドクターヘリ、それからPA出動に関しても増加傾向にあるということで、この点については早急にある対応をする必要があるということが1点目。それから市長部局の事務職員については、定数が769人から764人への引下げとなるものですが、実際、実数としては687名ということで、支障がないという説明を受けました。また今後、公務員の定年延長であったりとか変動の可能性もあるということから、定員管理計画が立ってきた段階に、また再考してもいいのかなということ、賛成の意見にしたいと思います。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで討論を終わります。採決します。議案第87号について、原案のとおり賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者5名、起立多数と認めます。したがって議案第87号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第88号 霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について

次に、議案第88号、霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第88号について、原案のとおり可決すべきものとして決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、起立により採決します。議案第88号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者5名、起立多数と認めます。したがって議案第88号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第89号 霧島市職員の給与に関する条例等の一部改正について

次に、議案第89号、霧島市職員の給与に関する条例等の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、今回の議案第89号に対しまして、賛成の立場でございます。人事院勧告というのは、スト権を奪還して、その代償としてできたものです。ですから、先ほどの市長の給与、議員の報酬とは全然性格が違います。どんどん上げるべきだということではなくて、生活給ですので、やはり、職員の給与というのはしっかり確保し、住宅手当、通勤手当等、もろもろ生活給として保障すべきであるということを述べておきたいと思っております。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。議案第89号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第89号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第135号 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

次に、議案第135号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第135号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、起立により採決します。議案第135号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者5名、起立多数と認めます。したがって議案第135号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第146号 指定管理者の指定について（霧島市国分斎場）

次に、霧島市国分斎場に係る、議案第146号、指定管理者の指定について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第146号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第146号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第154号 指定管理者の指定について（霧島市溝辺公民館等）

次に、霧島市溝辺公民館等に係る、議案第154号、指定管理者の指定について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第154号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第154号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第155号 指定管理者の指定について（霧島市隼人体育館等）

次に、霧島市隼人体育館等に係る、議案第155号、指定管理者の指定について、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第155号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第155号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第156号 指定管理者の指定について（霧島市隼人庭球場等）

次に、霧島市隼人庭球場等に係る、議案第156号、指定管理者の指定について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第156号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第156号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第157号 指定管理者の指定について（霧島市横川体育館等）

次に、霧島市横川体育館等に係る、議案第157号、指定管理者の指定について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第157号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第157号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第158号 指定管理者の指定について（国分運動公園等）

次に、国分運動公園等に係る、議案第158号、指定管理者の指定について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第158号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第158号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第159号 指定管理者の指定について（霧島市民国分総合プール）

次に、霧島市民国分総合プールに係る、議案第159号、指定管理者の指定について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第159号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第159号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第160号 指定管理者の指定について（まきのほら運動公園等）

次に、まきのほら運動公園等に係る、議案第160号、指定管理者の指定について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第160号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第160号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第162号 指定管理者の指定について（霧島市牧園アリーナ等）

次に、霧島市牧園アリーナ等に係る、議案第162号、指定管理者の指定について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第162号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第162号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第165号 請負契約の締結について

次に、議案第165号、請負契約の締結について、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第165号及び第166号は共通した事案でありますので、1工区、2工区をまとめて、反対の立場から討論に参加させていただきたいと思っております。本日の審査でも明らかになりましたとおり、今後約8億5,000万円を見込んで、新設の牧園庁舎を造るという計画が、今、流れているわけがございます。そういう中で先ほどの自由討議の中でも申し上げましたとおり、今ある既存の庁舎をどうするのか、どう活用していくのか、どう利用していくのが全く示されない中で、新庁舎だけが先行して行われているということには、大変問題があると思っております。これまで指摘してきたことではございますけれども、現在の既存の庁舎でございますが、1992年に建設され、そしてまだわずか27年余りしかたっていないという状況であります。今後20年以上も活用できる施設でございますが、新しい庁舎の建設を一回始めてしまうと、もうやめられないという、そういう側面も持っております。ですから今のこの現状では、今回の請負契約案件には賛成できないということを述べておきたいと思っております。

○委員長（徳田修和君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

○委員（前島広紀君）

確かに、今指摘された現庁舎の利活用の計画性がないということに関しましては、私も同じ意見なのですが、今回提案されております議案165号、166号は、新しい庁舎建設に関する議案でありますので、それとはまた話が違うのではないかなというふうに思います。建設計画が進んでいるわけですし、これを鋭意中座すると、かえって今までの計画が無駄なことになると思いますので、この件に関しましては、私は賛成できいきたいと思います。また、本日図面も示していただきましたので、これを見ると、横川と同じような、それ相当の庁舎になるのではないかと思いますので、今後先ほどから話があります、既存庁舎の利活用については早急に考えないといけないのですけれど、それと今回の契約とは別の話であると思います。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第165号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者5名、起立多数と認めます。したがって議案第165号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第166号 請負契約の締結について

次に、議案第166号 請負契約の締結について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第166号について、原案のとおり可決すべきものと決定することについて御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、起立により採決します。議案第166号については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者5名、起立多数と認めます。したがって議案第166号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託されました議案30件の審査を終わります。

△陳情第6号 「所得税法第56条廃止を求める意見書」の提出に関する陳情書

○委員長（徳田修和君）

次に、陳情第6号「所得税法第56条廃止を求める意見書」の提出に関する陳情書について、自由討議に入ります。意見はありませんか。休憩します。

「休憩 午後 4時13分」

「再開 午後 4時23分」

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。自由討議です。意見はありませんか。

○委員（前川原正人君）

過去にも、平成21年、23年に、請願及び陳情ということで、約10年がたっているわけですが、やはり我々ももっと差別的なということで今言葉をおっしゃいましたが、やはりこの56条の廃止されることでどういう影響がでるのか、そして先ほどもありましたとおり、であったら青色

申告すればそれで終わりという議論ではなくて、市民から出された陳情書ですので、真摯に受けとめて、もっと深めて学習し、もっと研究をするべきとの立場から、継続審査のお願いをしたいと考えます。いずれは結論を出さなければいけない性格のものですけれども、もっと研究し、掘り下げていく必要があるのかと。必要に応じては、また文書での質問を出したり、また必要があればおいでいただいて意見を聴取するとか、そういう方法が様々ありますので、付託を受ける委員会として継続審査がよいのではないかということ述べておきたいと思えます。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○委員長（徳田修和君）

以上で自由討議を終わります。次に、討論に入ります前に、この審査を「採決」するか、「継続」にするかをお諮りします。先ほど自由討議の中で継続とすべきとの旨の御意見もありましたが、ほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○委員長（徳田修和君）

それでは、継続の御意見がありました。皆様、継続で御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

○委員長（徳田修和君）

したがって、陳情第6号は継続審査とすることに決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（徳田修和君）

次に、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。ある場合は、議案番号とその内容を御発言ください。

〔「自由討議のとおり」と言う声あり〕

○副委員長（松枝正浩君）

指定管理議案について、募集要項の項目が、利用者アンケートをとるもの、そうでないものなど、それぞれまばらであったので、市の統一的なものをもう一回考えてもらえたらと思えます。

○委員長（徳田修和君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 4時49分」

「再開 午後 4時50分」

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、報告については、委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。今回付託を受けた議案30件、陳情継続については、先日の議会運営委員会の協議結果にありましてとおり、12月26日開会の本会議での表決となっており、その日に委員長報告を行います。これで、付託された案件の審査を終了します。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（徳田修和君）

次に、閉会中の所管事務調査について協議いたします。具体的な調査項目等について御意見がありませんか。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 4時55分」

「再開 午後 4時56分」

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。調査項目につきましては、「総務環境常任委員会所管事務に関する調査」ということで、報告してよろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

△ その他

○委員長（徳田修和君）

次に、委員会全般に係るその他として、委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」という声あり〕

以上で、本日の総務環境常任委員会を閉会します。

「閉会 午後 4時58分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 徳田 修和